決　算　特　別　委　員　会（３日目）

１．開会及び閉会　　　令和７年９月16日（火）　午前９時30分　開会
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午後４時47分　閉会

２．場　　　所　　　葛城市役所　新庄庁舎　第１委員会室

３．出席した委員

委 員 長	増　田　順　弘
副委員長	谷　原　一　安
委　　員	西　川　善　浩
〃	横　井　晶　行
〃	柴　田　三　乃
〃	杉　本　訓　規
〃	松　林　謙　司
〃	藤井本　　　浩

欠席した委員　　　な　　し

４．委員以外の出席議員　　　議　　長　　　奥　本　佳　史

５．委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市　　長	阿　古　和　彦
副 市 長	東　　　錦　也
教 育 長	椿　本　剛　也
企画部長	高　垣　倫　浩
人事課長	森　本　啓　二
総務部長	林　本　裕　明
管財課長	倉　田　主　税
財務部長	内　蔵　　　清
税務課長	髙　松　和　弘
税務課主幹兼収納促進室長	吉　川　　　勝
市民生活部長	西　川　勝　也
人権政策課長	吉　村　浩　尚
保険課長	増　井　朋　子
環境課長	吉　田　賢　二
クリーンセンター所長	西　川　康　光
保健福祉部長	中　井　智　恵

社会福祉課長	能　海　正　男
介護保険課長	田　中　美　菜
地域包括支援課長	西　川　　　進
健康増進課長	松　本　育　子
こども未来創造部長	葛　本　章　子
こども未来課長	西　川　　　修
産業観光部長	植　田　和　明
都市整備部長	安　川　博　敏
建設課長	奥　田　雅　彦
教育部長	勝　眞　由　美
学校教育課長	森　本　欣　樹
学校教育課主幹兼 学校給食ｾﾝﾀｰ所長	油　谷　知　之
生涯学習課長兼中央公民館長	石　橋　和　佳
体育振興課長	西　川　好　彦
上下水道部長	吉　田　和　裕
水道課長	西　川　基　之
下水道課長	稲　田　恭　一
会計管理者	松　本　賢　治

６．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米　田　匡　勝
書　　記	神　橋　秀　幸
〃	岩　永　睦　治
〃	西　郁　さくら

７．付　議　事　件（付託議案の審査）

認第１号　令和６年度葛城市一般会計決算の認定について
認第２号　令和６年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
認第７号　令和６年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
認第５号　令和６年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
認第10号　令和６年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）決算の認定について
認第３号　令和６年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
認第６号　令和６年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
認第４号　令和６年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
認第８号　令和６年度葛城市水道事業会計決算の認定について

認第９号　令和６年度葛城市下水道事業会計決算の認定について

開　会　午前９時３０分

増田委員長　ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しておりますので、12日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。２日間のお休みを隔てまして、本日、決算特別委員会の最終日の予定でございます。２日間に引き続き、皆様方のご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げておきます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いを申し上げます。葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜、休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思いますので、委員各位にもご協力をお願い申し上げます。また、発言につきましては簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力を願います。なお、委員の方におかれましては、事業内容の確認のみの質問は控えていただきますようお願いを申し上げます。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名をした後、質問者が替わるごとに所属、役職名、氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願い申し上げます。なお、委員からの質問の趣旨や意図が理解しづらく的確な答弁ができない場合につきましては、質問内容の確認を行うようにしてください。質問内容の確認は、理事者側の反問権として認められております。また、決算の年度につきましては、令和６年度決算または令和５年度決算等の具体的な年度で説明をお願い申し上げます。答弁者につきましては、原則として部長または担当課長でお願いを申し上げます。課長補佐級以下の委員会室の入室は原則として認めておりませんが、理事者控室及び議場において委員会の音声が聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じ、委員会室入り口付近のマイクより答弁をお願い申し上げます。

それでは、議案審査に移ります。

一般会計歳入について説明を求めます。

松本会計管理者。

松本会計管理者　皆様、おはようございます。会計管理者の松本でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書の歳入の説明を申し上げます。

決算書の12ページをお願いいたします。歳入の明細書は、左から順に、科目、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、備考欄となってございます。説明は款全体の収入済額、目の名称と収入済額のみとさせていただきますので、ご了承のほうをお願いいたします。

まず１款の市税でございます。全体では44億7,863万9,838円、１項１目個人は16億4,034万8,732円、２目法人は３億2,415万7,900円、２項１目固定資産税は20億2,025万1,227円、

３項１目環境性能割は897万4,100円、２目種別割は１億2,167万5,429円、４項１目市たばこ税は３億6,323万2,450円でございます。

13ページをお願いいたします。次に、２款地方譲与税につきまして、全体では１億1,159万1,000円、１項１目地方揮発油譲与税は2,521万5,000円、２項１目自動車重量譲与税は7,716万7,000円、３項１目森林環境譲与税は920万9,000円でございます。

次に、３款利子割交付金につきまして260万3,000円、４款配当割交付金につきまして7,662万6,000円、５款株式等譲渡所得割交付金につきまして１億91万6,000円、14ページをお願いいたします。６款法人事業税交付金につきまして5,048万7,000円、７款地方消費税交付金につきまして８億3,174万5,000円、８款環境性能割交付金につきまして1,828万2,000円でございます。

次に、９款地方特例交付金につきまして、全体では２億4,584万7,000円、１項１目地方特例交付金は２億3,036万6,000円、15ページです。２項１目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は1,548万1,000円でございます。

次に、10款地方交付税につきまして55億9,100万2,000円、11款交通安全対策特別交付金につきまして279万3,000円でございます。

次に、12款分担金及び負担金につきまして、全体では7,224万5,724円、１項１目農林商工費分担金は421万円、16ページに移ります。２目災害復旧費分担金の収入はございませんでした。２項１目民生費負担金は6,803万5,724円でございます。

次に、13款使用料及び手数料につきまして、全体では１億8,437万9,642円、１項１目総務使用料は1,101万5,161円、２目民生使用料は99万9,200円、３目衛生使用料は952万5,000円、４目農林商工使用料は340万2,855円、５目土木使用料は7,532万9,231円、17ページです。６目教育使用料は1,460万6,215円、２項１目総務手数料は1,226万3,750円、２目民生手数料は200円、３目衛生手数料は5,678万7,030円、18ページに移ります。４目農林商工手数料は１万2,000円、５目土木手数料は43万9,000円でございます。

次に、14款国庫支出金につきまして、全体では33億7,659万7,243円、１項１目民生費国庫負担金は16億6,119万7,915円、19ページです。２目衛生費国庫負担金は360万7,879円、３目災害復旧費国庫負担金の収入はございません。２項１目総務費国庫補助金は６億5,420万7,973円、20ページに移ります。２目民生費国庫補助金は８億293万9,377円、３目衛生費国庫補助金は2,766万1,000円、21ページです。４目土木費国庫補助金は１億5,561万9,750円、５目消防費国庫補助金は118万4,000円、６目教育費国庫補助金は5,937万8,211円、22ページに移ります。３項１目総務費委託金は32万5,000円、２目民生費委託金は1,047万6,138円でございます。

次に、15款県支出金につきまして、全体では14億1,663万4,262円、１項１目民生費県負担金は６億7,462万5,998円、23ページに移ります。２項１目総務費県補助金は68万8,000円、２目民生費県補助金は４億65万7,988円、24ページです。３目衛生費県補助金は1,460万4,000円、４目農林商工費県補助金は１億9,356万528円、25ページです。５目土木費県補助金は15万8,000円、６目消防費県補助金は23万2,500円、７目教育費県補助金は4,834万8,140

円、８目災害復旧費県補助金の収入はございませんでした。26ページをお願いいたします。３項１目総務費県委託金は8,375万9,108円でございます。

次に、16款財産収入につきまして、全体では3,343万8,182円、１項１目財産貸付収入は147万7,139円、２目利子及び配当金は335万4,279円、27ページです。２項１目物品売払収入は2,698万6,464円、２目不動産売払収入は162万300円でございます。

次に、17款寄附金につきまして、全体では１億3,092万9,302円、１項１目一般寄附金は400万円、２目ふるさと応援寄附金は１億2,277万2,000円、３目土木費寄附金は５万7,302円、４目総務費寄附金は410万円でございます。

次に、18款繰入金につきまして、全体では３億5,051万408円、28ページに移ります。１項１目財政調整基金繰入金の収入はございません。２目減債基金繰入金は2,300万6,000円、３目公共施設整備基金繰入金は１億774万1,400円、４目社会福祉振興基金繰入金は65万8,557円、５目緑花基金繰入金は112万3,650円、６目教育基金繰入金は46万9,062円、７目体力づくりセンター整備基金繰入金は592万4,000円、８目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金は3,000万円、29ページです。９目地域振興基金繰入金は１億8,136万6,769円、10目森林環境整備基金繰入金は22万970円でございます。

次に、19款繰越金につきまして、３億8,352万5,405円。

次に、20款諸収入につきまして、全体では２億7,361万2,734円、１項１目延滞金は1,677万1,565円、２項１目預金利子は40万9,085円、３項１目滞納処分費の収入はございません。２目弁償金は800円、30ページに移ります。３目雑入は２億1,230万8,975円、32ページに移ります。４目過年度収入は4,409万2,309円、４項１目住宅新築資金等貸付金元利収入は３万円でございます。

最後に、21款の市債につきまして、全体では10億5,930万円、１項１目総務債は１億6,420万円、２目民生債は4,840万円、33ページです。３目衛生債は5,840万円、４目農林商工債は4,520万円、５目土木債は３億790万円、34ページです。６目消防債は1,900万円、７目教育債は３億8,080万円、８目災害復旧事業債の収入はございません。９目臨時財政対策債は3,540万円でございます。

35ページの下段をお願いいたします。以上、歳入の合計といたしまして、予算現額197億7,100万1,600円に対しまして、調定額194億7,554万1,478円、収入済額187億9,170万4,740円、不納欠損額621万7,220円、収入未済額６億7,761万9,518円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

増田委員長　ただいま説明願いましたが、歳入に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員　私は、歳入のところで、１款市税、３項軽自動車税、２目種別割、決算書は12ページ、成果報告書は６ページになります。市税の合計を見ますと、不納欠損額は令和５年度より令和６年度のほうが200万円ほど減少しておりまして、全体的には減少しております。大変に徴税努力をしていただいたのが見てとれるわけでありますけども、費目の種別別に見ますと、

軽自動車の種別割の不納欠損額は、令和６年度と令和５年度との比較では、令和５年度が約49万円程度、令和６年度が約75万円程度と、26万円ほど増えております。ちなみに令和５年度と令和４年度の比較では、令和５年度のほうが令和４年度より、僅かではありますが、３万円ほど少なくなっております。今回、令和６年度の不納欠損額が増えた理由は、物価高などの影響もあるかと思われますけども、どのような理由が考えられますでしょうか。

増田委員長　吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長　収納促進室、吉川でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの令和６年度軽自動車税の不納欠損額の増減理由についてお答えいたします。

令和６年度の滞納整理におきましては、財産や所在についての調査のほうを強化いたしまして、その結果、特に軽自動車税におきましては、所在不明や無財産による不納欠損の該当者が前年に比べ増加いたしました。そのことが要因でございます。

以上です。

増田委員長　松林委員。

松林委員　所在不明とか、そういうようなことが主な理由と考えられるということで、ここで令和６年度の市税合計の収入未済額も約１億2,700万程度と残っておりますが、未納となってる税金の徴収ですけれども、税務課では税金を納めていただくためにどのように取り組んでおられるのか、お答えください。

増田委員長　吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長　税金を納めていただくための対策ということでございますけども、収納促進室のほうでは、税のほうの滞納がありましたら、督促状をまず発付いたします。督促発行後に納付のない方の場合については、まずは自主納付の慫慂、そして、それでも反応のない方については、財産等の調査をいたしまして、財産等が見つかれば滞納処分のほうへ移行します。調査の結果、処分できるような財産等がない場合につきましては、事情によって執行停止を行っております。

以上でございます。

増田委員長　松林委員。

松林委員　非常にご努力いただいておるということで、督促状の発付とか、それでも返信がない場合は滞納処分等々の処置をしておられるということで、物価高で大変な状況でありまして、税金の使い道を明確にし、無駄をなくすことが重要であると思います。市民が納得できる税の集め方と使い方が大切であります。税務課の皆様には、日々徴税業務へのご尽力に感謝申し上げるとともに、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

増田委員長　関連ないですか。

不納欠損、先ほどの説明、軽自動車税、不明が増えたということなんですか。今年に限って増える理由というものの説明をしていただかんと、増えただけでは説明にならんかなと思うんで、もう一度、吉川室長、説明お願いします。今年が増えた理由ですね。６年度決算で。

吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長　軽自動車税におきましては、課税担当のほうで軽自動車の課税の保

留、取消し等の要綱のほうを策定いたしまして、そちらの要綱に基づきまして調査のほうを強化した結果、所在不明者等が例年よりも判明する件数のほうが増えましたので、それで今回欠損しているという結果になっております。

以上です。

増田委員長　髙松課長。

髙松税務課長　税務課、髙松です。よろしくお願いいたします。先ほどの室長の答弁に付け加えさせていただきます。

令和４年度より、組織の機構改革によりまして、税務課と収納促進課が１つになって、今、税務課の中で税務課の課税と徴収の収納促進室と一緒に業務をさせてもらってます。その中でお互いの係の中で、必要な、それぞれどうやったら滞納の分母を減らせるかとかを協議して、それぞれ話し合って、担当者同士でどうしていったら債権管理うまくできるかというのを令和５年度、令和６年度で進めていって、要綱をつくっていったり、他市の状況を確認させてもらって、その結果、去年度から、その作業、現場調査とかもできるような体制をちょっとずつ進めていっておる状況でございます。その結果、金額が増えたのかなというふうに推察しております。今後も引き続き、こういうのを続けていくと、全体的に滞納額が圧縮していくのかなというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

奥本議長。

奥本議長　今の関連で深掘りしてほしいんですけども、軽自動車税は市税で、登録車のほうは県税になりますよね。この傾向というのはやっぱり一緒なんですかね。払えないというか。全体的に、所在不明は置いといたとして、財産が、なかなか払えないというところのこの傾向というのは軽自動車特有のものなんか。県税との比較とかされてないんですかね、その辺。登録者のほうも同じようになってるんであれば、全般的にそういう所得のほうが下がってるということも考えられるんで、その辺の分析というのはできてるんですかね。

増田委員長　髙松課長。

髙松税務課長　税務課、髙松です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本議長のご質問でございますが、県税の普通自動車税との比較は行っておりません。申し訳ございません。ただ、登録自体は軽自動車協会で登録されて、本当に以前の委員会でも杉本委員からもご指摘あったと思うんです。車検受けられなかったら乗れないんじゃないのかというところもあったので、そういう所有者の情報とかも連携して確認して、ほんで、車検が２年以上、また受けれてない課税については乗れないんじゃないかということで、そういう課税保留とか、そういうこともできるように事務のほうを改善していってる状況です。よろしくお願いいたします。

増田委員長　奥本議長。

奥本議長　ありがとうございます。登録車のほうと比較できてないということですけども、自動車の、これはもう軽自動車に限らず、やっぱり所得時点の額が上がってない。要するに値段が高くなってる。ですから、今後、こういった形で、買ったはいいけども、あと払えないというの

が増えてくる可能性あるんで、今、徴収のほうを徹底されてるということはありますけども、これから先増えていく可能性あるんかなと個人的には思ってるんで、その辺、推移見守っていっていただけたらと思います。ありがとうございます。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員　ちょっとだけ教えていただきたいんですけど、督促状を送付されて、一定期間置かれると思うんですけど、それでお返事がなかった場合の進め方なんですけど、いきなり差押えとかそういうのはないと思うんですけど、その間のプロセスをちょっとだけ教えていただいていいですか。

増田委員長　吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長　収納促進室、吉川です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問でございますが、まず、督促状のほうを発付いたしまして、10日待ちます。それから、反応のない方につきましては財産調査のほうを行いまして、かつ、財産の見つかった場合には差押え予告というものを送付しております。この差押え予告のほうで期限を設けまして、いついつまでに納付のない方については差し押さえしますよという一旦予告の文書を送っております。

以上です。

増田委員長　柴田委員。

柴田委員　督促状から財産調査の間に、例えばこちらから、いろんな払い方がありますよというような、分割で多分納付とかの提案とかもあると思うんですけど、それは市役所のほうから、こういったオプションありますよとかっていうのはないんですか。

増田委員長　吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長　自主納付を推進するということで、差押え予告を送るときには、一旦、収納促進室にお越しくださいというような文言を設けてまして、相談に来られた場合には、それぞれの事情をお伺いして、可能な納付方法を両方で検討していくといった流れになっています。

以上です。

増田委員長　柴田委員。

柴田委員　それでちょっとだけ安心したんですけど、いきなり差押えの予告が来るんですけど、そこにいろんなオプションがあるって書いてあるということで、そういう立場の人って自分から相談に来ることもなかなか難しいと思うので、その辺りは配慮とかもしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　２ページなんですけれども、実質収支に関する調書というところで、毎回お聞きしたりするんですが、経常収支比率です、１つは、今年度どうなってるか。それから実質単年度収支についても教えていただけたらと思います。

２つ目ですけれども、14ページの７款１項１目１節の地方消費税交付金８億3,100万余りですけれども、ここがよく分からないので教えていただきたいんですが、地方消費税交付金のうち引上げ分の地方交付金充当額とあるんですが、この引上げ分ということがどういうことなのか。つまり、今年度、消費税が引き上げられたわけではないので、この引上げ分というのがどういう引上げかよく分からないので教えていただきたいと思います。

それから15ページの10款１項１目１節の地方交付税、特別交付税、これが７億4,600万余りということで歳入と入ってますけども、特別交付税として、これは予算のときに私、質問をしたところでありますけれども、葛城市の保育無償化の市単独の財源措置として、特別交付税を申請してそれで充てたいということでありました。今年度、これ、言うてみたら、令和６年度末に交付決定が多分出てくるわけですが、これ一体措置されているのかどうか。このことについてお伺いいたします。

以上３点、お願いします。

増田委員長　内蔵部長。

内蔵財務部長　皆さん、おはようございます。財務部の内蔵です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、谷原副委員長のご質問に順にお答えさせていただきます。

まず、経常収支比率でございますけれども、令和６年度決算では92.2％でございます。

それから２番目が、実質単年度収支でございます。こちらはマイナス4,027万5,703円でございます。

次のご質問が、消費税の引上げ分です。こちらにつきましてお答えさせていただきます。地方消費税につきましては、平成９年の４月に消費税率が３％から５％に引き上げられた際に、都道府県税である地方消費税というのが導入されております。平成９年４月の導入当初につきましては、消費税率５％のうち、国税である消費税率が４％、都道府県税である地方消費税率というのが１％となっておりました。これが現在では、標準税率におきましては、国税である消費税率が7.8％、都道府県税である地方消費税率が2.2％となっております。ということで、地方消費税率につきましては、現在が2.2％で、導入当初が１％ということで、1.2％現状では引き上げられております。そしてこの引き上げられた1.2％部分を引上げ分、引上げ前の１％部分を従来分という名前で国のほうで区分されておるものでございます。

総務省からの通知に従いまして、各自治体は県の算出により交付されます地方消費税交付金のうち、先ほど申しました、引上げ分というのがどれだけ含まれているかにつきまして、決算書と予算書におきまして表示しておるものでございます。ですので、引上げ分といいましても、６年度から何か制度が変わったとか、何か新しく引き上げられたとか、そういうものではございません。

最後が、特別交付税ということで、市の保育料無償化の市単独措置分というのが交付されたかというご質問でございます。令和６年度から市独自で実施しております第２子以降の保育料無償化業務につきましては、一般財源の増加分、これが歳入歳出合わせまして決算ベースで約7,000万でございますが、この分につきましては、令和６年度の特別交付税で申請しております。具体的な詳細を申しますと、特別交付税の算定に当たりましては、普通交付税

で措置されていない一般財源がどれだけあるのかを調査するため、国から各自治体に対し、大きく分けますと４つの調査がございます。更にそれを細かく分けますと、令和６年度で申しましたら、総じて約260項目からなる調査項目となっております。

今回の第２子以降の保育料無償化の分につきましては、その260項目のうち、特殊事情に関する調べという調べの中で、少子化対策、人口減少問題に要する経費という調査項目がございまして、この項目の中に、令和６年度から新たに第２子以降の保育料無償化業務に伴い必要となる一般財源額を追加入力いたしまして、県の審査、確認を通じまして、国のほうに申請しております。そして特別交付税の交付決定に当たりましては、先ほど申しました約260項目からなる調査項目、それぞれ１つ１つの調査項目ごとに金額が示されるというものではなく、個々の提出した全ての調べに対し総額で、令和６年度で申しましたら７億4,679万4,000円の交付額という示され方となっておりますので、具体的にこの事業に対してこれだけの金額が措置されているといった資料もございませんので、お答えといたしましては、特別交付税の仕組み上、そのうち全額が措置されているのか、あるいはそのうちの幾ら措置されているのかにつきましては、分かりかねますというのが答えになろうかと思います。

参考といたしまして、令和６年度の葛城市の特別交付税につきましては、先ほど申しました約７億4,700万円なんですけれども、これは令和５年度と比べまして1,426万8,000円の増額となっております。率にいたしまして1.95％の伸び率となってございます。総務省公表の報道資料におきましては、県内の12市の中では葛城市が一番高い伸び率となっております。

以上です。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　ありがとうございます。まず、経常収支比率についてですけど、92.2％ということで、これにつきましては、監査委員会のほうから決算審査についての１つの報告書のようなものがホームページにありまして、そこにも92.2％というふうにあるんですが、再質問なんですけども、これ、臨時財政対策債を含んでる経常収支比率なのか。あるいは含んでいないのか。そこら辺で、臨時財政対策債を含んでいる、含んでないで見た経常収支比率も教えていただけたらと思います。

実質単年度収支は約4,000万余りが赤字ということでありますが、単年度だけ見て赤字でどうこう言うことないので、経年変化を見て、これが続くようでありましたら、大きくなるようでありましたら、またご指摘したいと思いますが、今日は数字のみということでお聞きいたします。

それから２点目、地方消費税交付金ですけれども、新たな引上げということではないということで、よく分かりました。

それから３点目、特別交付税の件ですけれども、これにつきましては、あと少し詳しい数字は聞きますけれども、葛城市独自の第２子以降の保育の無償化で約7,000万余り支出が増えてると。しかし、特別交付税で昨年度より増加したのは1,426万円ということが分かりました。総額明示なので内訳は分かりませんが、だけど総額を見た場合でも、十分な財源措置にならなかったのではないかということは指摘させていただきたいと思います。ただ、これ

については今年度についても申請されるのかどうか。やはり少しでもそれは国から措置していただいたほうがありがたいわけですから、今年度についても申請されるのかどうかということについて、２点目お伺いしておきます。

増田委員長　内蔵部長。

内蔵財務部長　ただいまの谷原副委員長の再質問にお答えさせていただきます。

まず、経常収支比率ですけれども、92.2％というのは臨時財政対策債を含んでおります。含まない、臨時財政対策債を除きますと92.5％となっております。

それから、特別交付税を今年も申請するのかということですけれども、担当課におきましても、財源獲得に向けた努力は引き続きしていただきまして、財政課といたしましても、第２子以降の保育料無償化に係る必要一般財源額につきましては、引き続き令和７年度も特別交付税のほうで申請はしてまいります。それに加えまして、毎年、特別交付税の要望ということで、例年１月に市長が国へ上京していただきまして、関係省庁や奈良県選出の国会議員の方へ陳情を行っていただいているところでございます。令和６年度も、１月の下旬に上京いただきまして、直接要望書をお渡ししていただいております。今後も引き続き、国への要望、陳情のほうは市長にお願いいたしまして、財源の獲得に向けて最大限の努力はしていきたいと、このように思っております。

以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員　よろしくお願いします。予算のときにもお聞きさせてもらって、不納欠損についてなんですけども、僕が気になってるのは、令和５年度の市町村別の不納欠損処理状況というのがありまして、そこには、全体のやつは一旦置いといても、執行停止を経なかったもの、これ、５年経過後、自然に停止になるやつやと思うんですけども、これが葛城市、他市と比べて多いんですよね。517万あって。ここが僕、気になってるところなので質問させていただいてるんですけども、市税、歳入、12ページになるのかな。市税全般になると思うんですけども、不納欠損の内容及び比較についてお願いいたします。

増田委員長　吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長　収納促進室、吉川です。よろしくお願いします。

それでは、今の杉本委員のご質問にお答えいたします。まず、令和６年度の一般会計市税に係る不納欠損額の内訳からご説明いたします。地方税法第15条の７第４項に規定いたします、執行停止後３年経過による欠損の額は15万6,454円、同法同条第５項に規定します即時消滅による欠損は92万6,584円、同法第18条に規定します、徴収権を５年間行使しなかった時効消滅による欠損は472万5,682円で、そのうち執行停止を経なかったものにつきましては319万1,138円となっており、全体では580万8,720円でございます。

令和５年度の一般会計市税に係る不納欠損では、執行停止後３年経過による欠損は57万5,311円、即時消滅による欠損は86万9,538円、徴収権の５年間行使しなかったことによる欠損につきましては616万1,360円で、うち執行停止を経なかったものにつきましては501万

6,345円、全体では760万6,209円でございます。

以上です。

増田委員長　杉本委員。

杉本委員　そしたら、時効消滅による欠損というのは増えてるということですか。何ぼ減ってるんですかね。それを調べておいてもうたと思うんですけども、その辺を教えていただきたいのと、減ってるということは、金額を今教えていただいたんですけども、気になってるのはここなんですよね。他市ってゼロのとこもあるんですよね、これ。５年の時効を迎えなかったものがゼロ。これをどう捉えるかというのは、個人的に、髙松課長といろいろやり取りさせてもうて、やってもうてて、僕もいろいろ他市の状況とか調べてるんですけど、これがゼロというのもよく分からんというか、見方によっちゃあ、葛城市、５年間マックスで頑張っていただいてるという見え方もできるし、ほったらかしにしてるという見え方もあるんですけども、僕は前者やと思ってるんです。個人的にお話ししてる感じでは。そういうのも踏まえて、今後これをどういった方針でしていくのか、お願いできますか。

増田委員長　吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長　まず、先ほどの比較の額なんですけども、令和５年度との比較で、執行停止を経なかった時効の分につきましては、およそ180万円の減額となっております。

今後の滞納整理につきましての方針ということですけども、基本的には出納閉鎖後、当該年度の時効となる案件のほうを抽出いたしまして、それに対して法令に基づく財産調査、また時効管理の徹底に努め、滞納処分業務の精度を上げていきたいと考えております。また、職員のほうにつきましても、自己研さん、研修等により徴収スキルの向上に努めまして、滞納整理の結果のほうを上げていきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長　杉本委員。

杉本委員　前々から僕、提案させてもうてて、成果は出てると。180万円下がってると。これ、執行停止を経なかったものに関しては下がってると。これはご努力いただいてると思うんで、それはほんま感謝申し上げるんですけど、今おっしゃったとおりなんですけど、どう考えても、これ、人力がめちゃくちゃ要る話やと思うんですよね。例えば、そこに住まれてるのかとか、財産持っておられるのかとかっていうのは、卓上で分かるものは調べてもらえると思うんですけども、行ったり、そこにいたはんのかとか、先ほどの自動車税もそうです。自動車があるのかとか、乗っているのかとかっていうのは、分かる範囲と分からん範囲というのは、ほぼ人力やと僕思ってるんです。これを解決するのは、今、答弁おっしゃったことも、そりゃそうなんですけども、人を増やしたりというのを考えていただいて、恐らく今の、だって今、課でやられてる限界があると思うんです、これって、多分、人力で。毎日毎日行けへんわけやし。そんな簡単なもんじゃないと思うんですよね、僕。

先ほどのいろんな話も聞いてた結果、最終的には人力になるんかなという、マンパワーといいますか、そういうとこやと思うんで、これを改善する意味でも、一度、人員足りてるのかどうかというのを再考していただいて、来年に生かしていただきたいなと思います。質問

させていただいてからこの結果が出てるんで、それに関しては感謝いたしますし、引き続きよろしくお願いしておきます。

以上です。

増田委員長　関連で。

奥本議長。

奥本議長　今の関連で、債権回収のところで質問なんですけども、要は、不納欠損まで行くまでの間で、職員さんのほうで対応していただいてるんですが、どうしても回収が難しいというときに、自治体によっては、弁護士とかサービサーに依頼してるところがあるんですけども、葛城市はそういうことはされてるんですか。あくまでも最終的に職員さんの努力で不納欠損の処理を確定するというところにいってるんですか。その辺り。

増田委員長　髙松課長。

髙松税務課長　税務課の髙松です。よろしくお願いいたします。

ただいま奥本議長の、弁護士等の相談という不納欠損に関する分でございます。基本的には、不納欠損の事務処理については原課のほうで適切に、現場なり対象者と相談、折衝した結果、進めていっております。ただ、徴収の案件によりましては、法律的な見解を要するときには、顧問弁護士とも相談させてもらうケースもございます。ただ、基本的には原課のほうで、去年も申し上げたと思うんですけど、今ちょうど会計年度さん、収納促進室のほうに県税ＯＢの方来ていただいておりまして、本当によくご存じの方なので、その方と一緒になって徴収のほう、葛城市に合うような、本当に杉本委員おっしゃっていただいた人員の話はありますけれども、限られた人員でどのような形で課税、徴収業務を実施していけるかというのは常々研究している状況であるので、現状の体制でできる方向を考えてマネジメントしていけたらなというふうに考えております。

以上です。

増田委員長　奥本議長。

奥本議長　債権の回収に関して、そういう弁護士とかに相談をされるけども、委任はしてないということは分かりました。その要因として、県の税務のエキスパートに来ていただいてるということで、葛城市としては総額的なところは少ないんですけども、大きいところであれば、人員がそこに割かれるというところから外部に委託というとこもありますけども、今現状でそういう形の専門家のほうが当たっていただいてるということで安心いたしました。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。関連ないですかね。

杉本委員の質問のとこで、他市より多いというふうなお話ございましたけども、その辺の比較のご説明なかったんですけれども、内容的にはどうなんですかね。他市よりどういうところで多いとかっていうのは、データ的に。

杉本委員。

杉本委員　全部言うわけにはいかんすけども、僕が注目してるのは、執行停止を経なかったもの、５年時効を超えたものというとこがありまして、奈良市さんで400万円ぐらい、高田市さんで280万ぐらい、郡山市さんで360万円、大体ですよ、約。天理市さんで460万円、橿原市、桜

井市、五條市さんがゼロなんですよね。御所市さんが190万円、生駒市、香芝市さんがゼロ、ゼロ、葛城市が、昨年、令和６年度の報道発表ですけど、葛城市が517万円となってるんで、あともざっと載ってるんですけども、基本的にこの資料では一番多かったかなという感じなんですけど、今年はどうなるか分からないですけども、これを見ていろいろ原課でもお話しさせてもうて、ここはデータ上は多いですけども、よう言えば、ばか正直に申告してる状態なんかなという。ここまでマックスでやられてるのかなという見方もできますし、ただ、ゼロは何なのという話になってくるんでお聞きしたんですけども、各市町村によっていろいろやり方があるんで、ここではそこまでは追及できなかったですけども、市によっていろいろあるんかなという感じですけども。

増田委員長　この数字に対しての課長からのご説明をいただけたら分かりやすいかと思うんですけども。

　高松課長。

髙松税務課長　税務課、髙松です。よろしくお願いいたします。

　杉本委員からの質問で、執行停止を経なかったものに関する分でございますが、委員からもおっしゃっていただいたように、単に滞納整理を全く行わなかったわけではなく、調査の結果、執行停止に該当する状態、生活保護受給であったり、行方不明、財産なし等ではないけども、差押え可能財産がなく、処分の執行ができない場合がほとんどあったというのが実情でございます。本当に５年間、切れるまでに、そこもできる範囲でやってるというところでございます。他市の状況も、本当に都市税務協議会とかもございますので、その中で、他市にもそういった基準も設けてるところもあるようにお伺いしておりますので、その辺は今後また研究して、より適正に、不公平感が出ないように適正な課税、徴収業務に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

　以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

　谷原副委員長。

谷原副委員長　３点ほどお願いいたします。１つは16ページ、12款２項１目２節の児童福祉費負担金ということで、これは保育所保育料と公立認定こども園保育料、２つほど収入金額が入ってるんですが、先ほど来申し上げているように、令和６年度は第２子以降の保育料無償化ということになりましたから、市の単独措置分によって収入減と令和６年はなってるわけです。その収入減の金額が幾らになったかをお聞きいたします。民間保育所のほうについては葛城市から補てんしてるので、それはこの間聞きましたけれども、公立保育所、認定こども園のほうの市の負担分がどうなってるかということについて、正確な数字を教えていただきたいと思います。先ほど全体では7,000万ということがありましたけどね。

　次、17ページです。13款１項６目の５節新町公園球技場使用料です。これが81万6,000円ということですけれども、芝生グラウンドの使用料については、議会も非常に議論をいたしまして、大きく引き上げたところであります。引き上げたことによって利用者数等変化があったのかどうか。利用料金収入も含めて、もし、お答えしていただけたらありがたいんです

が、まずは利用者数の変化があったかどうか、このことについてお伺いいたします。

それから26ページの16款１項２目１節の利子及び配当金です。335万4,000円余り入っておりますけれども、これは、葛城市は基金会計があります。基金に積立てをしております。その利息ということなんですが、これは代表監査委員のほうの指摘がありました。基金運用についてどのような運営状況になってるか。議会でも具体的に聞いたことないと思いますので、現在の基金の預け入れの金融形態がどうなってるのか。普通預金なのか、定期預金なのか。定期預金であれば、１年とか３年とか長期もありますが、満期までの期間、あるいはその他の金融機関に預けているのか。これは運用の状態、どのような金融形態でやられてるのか。これについて３点お聞きします。

増田委員長　西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

保育所保育料の収入では、２子目無償化による影響額は4,859万3,500円でございます。なお、こども園保育料では、同じく影響額は667万6,000円でございます。合わせて5,526万9,500円となっております。よろしくお願いいたします。

増田委員長　西川課長。

西川体育振興課長　体育振興課、西川です。よろしくお願いいたします。

ただいま谷原副委員長のご質問の、利用者数の変化についてご説明のほうをさせていただきます。今回決算で出ている新町公園球技場の使用料、これに含まれる利用件数について、推移のほうをまず報告させていただきます。令和３年度が86件、令和４年度が85件、令和５年度が98件、令和６年度が105件でございました。改正につきましては、令和５年の７月１日から施行しておりますので、５年とその前年度４年での対比が必要かと思いますので、そこを比べますと、85から現在105ということで増加のほうしております。

以上でございます。

増田委員長　松本会計管理者。

松本会計管理者　会計課の松本です。よろしくお願いいたします。

先ほど副委員長の質問、３つ目でございます。基金、それの預け入れといいますか、保管の状態なんですけれど、まず基金に関してなんですけれど、土地開発基金に関しまして、不動産とか、あとは国民健康保険の貸付基金、あと福祉医療の貸付基金、こちらのほうは基本的に不動産と、あと普通預金のほうで預け入れさせていただいてます。あと財政調整基金の一部に関しても普通預金させていただいております。それ以外は定期預金という形をとらせていただいております。

それと定期預金の期間なんですけれど、期間に関しては１年の定期預金をさせていただくのを原則とさせていただいている状態でございます。あと、ほかの金融形態といいますか、この前の代表監査委員のお話の指摘もありました。例えば債権に関する運用のほうは現在行っておりません。

以上でございます。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　１点目の、保育無償化に関わる市単独措置分については5,526万円ということでした。私学のほうへの負担分を入れると先ほどの7,000万では足らんのかなという、よく分からないんですけど、これ、もうちょっと精査する必要があるかなと思いますけど、分かりました。市としては5,526万円の増加となったということであります。

　それから、新町公園競技場につきましては、大きく使用料を上げたので、これについては心配しておりましたけれども、利用者はかえって増えているということですので、議会の中でもいろいろ議論した上でのことでしたので、よく分かりました。ありがとうございます。

　それから基金の預け入れにおける利子配当ということでありますけれども、財政調整基金については一部普通預金で、あとほかの基金については定期預金で１年ということです。今、金利が大きく、１年ごとに上がっていってますので、１年で預け替えして、また上がっていけばということですけれども、それにしても、これについては、元本割れのしない国債とか、そういうことでの債券での運用ということもあろうかと思います。ただ、金利動向が今、非常に今後大きく上がっていく可能性もありますので、慎重な検討も要ると思うんですけれども、この点については、今どういう状況かについては了解いたしました。

　以上で結構です。ありがとうございます。

増田委員長　奥本議長。

奥本議長　関連で、今の基金の運用のところなんですけども、預け入れされてる金融機関の金利の検討をする時期っていつ頃なのか。それと、幾つの金融機関に預けられてるのか。もし、差し支えなかったら、今現状はどこの金融機関かというのを確認したいと思います。

増田委員長　松本会計管理者。

松本会計管理者　会計課の松本です。よろしくお願いいたします。

　ただいまの議長の、基金の入れる利子とかをいつ確認されてるのかというお話なんですけど、基本的に５月の末に満期を迎える基金が多うございます。なので５月の中旬ぐらいに金融機関のほうに、５月の末に預け入れさせていただくときにどれぐらいの金利になるのかを確認させていただいてるという形になっております。

　あと、預け入れさせていただいてる金融機関なんですけど、市内の金融機関、奈良県農協、あと南都銀行、あと大和信用金庫、奈良中央信用金庫、この４行でございます。

　以上でございます。

増田委員長　追加で説明をお願いできますか。

　奥本議長。

奥本議長　ということは、金利の比較というのは５月中旬にされてるということで、了解いたしました。さっきの質問、抜けてたところが、そしたら、これ、１行だけに、その中で一番高いところだけに預けてらっしゃるのか。あるいは危機分散、危機管理という状況から複数行に預けてらっしゃるか。さっき答弁がいただけなかったところなんですけど、答えられなかったら答えられないでいいんですけど、どこの金融機関に現状入ってるか、預けられてるかというのをお願いします。

増田委員長　松本会計管理者。

松本会計管理者　会計課の松本です。よろしくお願いいたします。

今ご質問いただいた、議長のお話なんですけど、預け入れさせていただいている金融機関は、４行ともさせていただいております。金額に関しては、すいません、お答えのほうは控えさせていただくと。先ほど１行とか、一番高いとことか、お話はいただいたんですけど、後半の説明いただいたリスク分散の観点から４行に分散させていただいてるということでございます。

以上でございます。

増田委員長　競争原理が働いてるのかというご質問ですね。

奥本議長。

奥本議長　広域の議会の監査を私やらせてもらってるときに、やはり年によって、上位の金融機関にというふうに変更されてたんです。今お聞きすると、市内４行全部ということなので、この辺りが、金利で稼げとは言いませんけども、効果的な運用の観点からどうかなという、その辺考えてらっしゃるかどうかだけ聞きたかったんですけども、これだけ最後お願いします。

増田委員長　松本会計管理者。

松本会計管理者　会計課の松本です。よろしくお願いいたします。

当然、４行とも金利が同一ということはまずあり得ませんので、高いところの金融機関に、なるべく高いように、そこら辺は、金額の差は当然あるんですけれど、そのように考えさせていただいております。

以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員　27ページの16款１項１目のリサイクル物品売払代金、この内訳をお願いいたします。

増田委員長　西川所長。

西川クリーンセンター所長　クリーンセンターの西川でございます。

ただいまご質問の、リサイクル物品売払代金の内訳について説明させていただきます。リサイクル代金、売払代金のほう、クリーンセンター分のほうから先説明させていただきます。まず、新聞、雑誌、段ボール、古布等の古紙類の合計が、重さが629.24トンで金額113万9,820円でございます。続きまして、アルミ、鉄、その他金属の金属類合計が、重さが228.97トン、金額が2,106万360円でございます。

続きまして、環境課分ですけれども、発泡トレーインゴット131本、こちらが22万6,710円、それから、使用済み食用油2,271リットル、こちら金額57円。

以上でございます。

増田委員長　柴田委員。

柴田委員　今回は、自転車とかの売払いとかは、令和６年度はなかったということなんでしょうかね。いつも入ってるのかなと思ったんですけれども、いろんな状況によっていろいろ単価とか変わってくるとは思うんですけど、大体毎年2,000万円台であまり変わってないとは思うんですけど、ここで、私が言いたいのは、自主財源というのは、これから、もちろん多ければ多

いほうが独自の事業もたくさんできると思うんですけれども、物品売払いも一応自主財源の一部であるし、市税が増えて自主財源が増えるのが一番理想だと思うんですけれども、人口もなかなか増えない中で、市民税とかも、微増ではありますが、なかなか将来的には難しい状況なのかなと思うんですが、自主財源に関して、私、お尋ねしたいんですけれども、こういった物品売払いとか、いろんなもの、市税以外のもので自主財源も確保していけたらいいかなというふうに思ってるんですけど、市としては、市税以外の自主財源の確保ということでどういうふうなことを今現在取り組まれているのか。また、将来的にどう考えられているのか、お聞きしたいです。

増田委員長　内蔵部長。

内蔵財務部長　財務部の内蔵です。どうぞよろしくお願いいたします。

　自主財源の確保ということなんですけれども、自主財源に占める市税というのが、４分の３ぐらいが市税となっておりますので、基本的には市税のほうで企業誘致あるいは工場誘致、固定資産税ですとか、法人税とか、更なる確保をしていくというのが基本なんですけれども、ほかの自主財源といいましたら、今思いつくのはまずふるさと納税ですとか、企業版ふるさと納税、最近、ふるさと納税に関しましては金額が伸びてきておりますので、更に活用していくといったことが今思いつきます。

　それから、例えば国庫支出金ですとか県支出金というのが、これ、分類上は依存財源となるんですけれども、これを積極的に獲得することによって、当該年度については余剰金というのが生まれます。その翌年度には剰余金というのが前年度繰越金という形でその翌年度には歳入に入ってまいります。前年度繰越金というのは自主財源というふうに分類されますので、つまりは自主財源の獲得も大事なんですけれども、依存財源と呼ばれております、例えば、今言いました国庫とか県とか、こういったものを積極的に獲得することによって自主財源の増加につなげていくと、こういったことも大事かなと考えております。

　以上です。

増田委員長　柴田委員。

柴田委員　今のお話聞いて結構前向きな気持ちになったんですけど、国庫支出金とか県支出金が繰り越されて自主財源になっていくというお話だったんですけど、あと、やっぱりふるさと納税は大きな市税以外の自主財源だと思いますので、そこもまたもっと伸ばしていく努力は、今もされてると思うんですけど、ますますされていってほしいなということで、地域ブランドとか、それから観光にも力を入れるとやっぱり葛城市のファンというのが増えてくると思うので、そこでふるさと納税につながっていくのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

　西川委員。

西川委員　そしたら１点だけなんですけど、21ページです。国庫支出金の社会資本道路改良交付金事業補助金なんですけど、26万5,000円なんですけど、これがどこに使われたかというところを教えていただきたいと思います。

増田委員長　奥田課長。

奥田建設課長　建設課の奥田でございます。よろしくお願いします。

ただいまの西川委員のご質問でございますけども、どこに使われたかというところでございますけども、白線等の敷設に使わせていただいております。

以上です。

増田委員長　西川委員。

西川委員　どこというか、白線、ライン引きに使われる。それもいいんですけど、これ、ここの国庫26万5,000円、社会資本のところの補助金、ここ、昨年もお話しさせてもうた。かなり少ないですよ、ここはね。本当に道路をきっちり造っていかなあかんという計画を立てやんなのに、この26万5,000円を国からいただいてる、ラインに使ってる、そんなんじゃあきませんから、やっぱりしっかりとここは計画を立てて、都市計画決定も行っていただいて、道路の整備に国からきっちりとしっかりと国庫補助をいただけるような形で進めていただきたいというとこです。26万5,000円ですよ、社会資本のところの整備が。こんなことはなかなか、前向いて進んでいかなあかんときにライン引きだけの補助をいただいてるというのは、ちょっとあれやと思いますので、もっとしっかりとここは、道路は国庫の補助をしっかりとっていただくように要望いたします。

以上です。

増田委員長　奥田課長。

奥田建設課長　ただいまの説明の補足をさせていただきたいと思うんですけども、令和６年度の内示が少なかった理由でございますけども、令和６年度につきましては、補助金と同じパッケージの中に尺土駅南側のエレベーターの改良工事、これがございまして、これが同じパッケージに入っていたというところでございます。その中でエレベーターの要望に対して多くの内示がありましたので、同じパッケージの中にあります交安対策補助金につきましては、工事の内示が少なくなったということでございまして、令和７年度につきましては、内示に対しまして100％の内示をいただいておりますというとこでご説明させていただきます。

以上です。

増田委員長　西川委員。

西川委員　尺土駅とは分けて考えてくださいよ。それはね。道路に国庫補助をつけていただくために、もっといろんな整備せんなんところの道路もありますよ。そやから、それはちゃんとしっかりと要望してくださいということでお願いをしておきます。

増田委員長　申請したが採択されんかったという解釈でよろしいですか。

奥田課長。

奥田建設課長　国庫要望はさせていただいてますけども、国費の内示がつかなかったというとこでございます。

以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員　僕も事前に言うてなかったんですけど、ずっと言うてることで、30ページの20款諸収入の雑入のとこです。コイの餌の支払い代金、これ、前も言ってたんですけども、委員長、よろしいですかね。事前に言ってないんですけど。

増田委員長　結構ですよ。

杉本委員　これ前から、何が言いたいかといったら、餌売ってるわけなんです、あそこに。ただ、この前も僕行かせてもらったので、みんな、食パン持ってがんがんあげてはるんですけど、これ、いろいろ見てたら、他市とかやったら、看板に正式に書いてあるんですよ。食パンはコイには塩分が多過ぎますと。そのことによって水質も悪化することによりコイの健康を損ないますって書いて、看板だんって貼ってあるとこもあるんです。そういう意味で去年もこれ聞かせてもうたと思うんですけども、何も対処されてないような気するんですけども、その辺のお考えですよね。かなりの方がパンをあげてはるんで、水質もかなり悪くなるというのはいろいろ見てたらあるんですけども、今、おられるんですかね。前も聞いたことなんで、その辺の対処どうなってるのか、お願いします。

増田委員長　石橋課長。

石橋生涯学習課長兼中央公民館長　生涯学習課、石橋です。

私の知ってる範囲では、正直対処できてないと思いますので、早急に検討させていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長　杉本委員。

杉本委員　お願いします。せっかくコイの餌売ってるんだからという話なので、ほんまにね、他市のやつとかやったら、看板にもう正式に書いてありますわ。塩分なんで駄目ですって、あげないでくださいって、だんと貼ってあるんですよね。何かそれを、行って「あげないでください」というのはなかなか難しいと思うんですけども、その辺の対処をお願いします。

あとは最後に要望だけ。歳入の12ページ、１款市税のとこの市たばこ税ですよね。毎回言うてます。すごい金額なんですよね。３億6,000万。皆さん、覚えといてください。３億6,000万です。たまに何ぼやったっけって、僕も忘れるんですけども、これ、この右をだーっと見てもらったら、先ほどから出てました、不納欠損額ゼロ、収入未納額ゼロという、なかなかすばらしい税金なんですけども、これでいろいろ僕、提案させてもうて、これは要望だけで終わりますんで、いろんな施設つけていただいて、葛城市、喫煙家の方に優しいまちやと思ってるんですけども、桜井市さんみたいにコンテナの中でクーラーついてて、扇風機ついてて、暖房ついててとは言いませんけど、下の市役所の駐車場の奥でたばこを吸う場所あるんですけども、いろんな営業の方とかもあそこで休憩されたりしてるんですよね。ただ、夏は暑い、冬は寒過ぎるということで、毎回言うてるんですけど、扇風機の１つぐらいはつけていただきたいなと思います。

以上です。

増田委員長　西川委員。

西川委員　これ、たばこ税、目的税じゃないんであれなんですけど、おっしゃるように、僕、今回い

ろんなところの駅にも立たせていただいてるとき、吸い殻ぎょうさん落ちてるんです。駅に来はる人ってルーチンでたばこを吸わはるんですよ。そこに着いて、何かそれがもう日常になってる。それをその人に直せというのは、市から言われる。何かしら駅の外でも、構内はあれかもしれへんけど、そういうのを、喫煙スペースみたいなやつを公共の場所にやっぱりちょっと整備していただきたいなと、僕はそう感じてるとこですね。まちもきれいになるやろうし、あえてそこに行かはると思いますよ。いろんなところでポイ捨てもなくなるんちゃうかなと思うんで、そやから、そういうところに、たばこ税は目的税じゃないとはいえど、そういうところにも考えをしていただけたらなというとこはあります。

以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　そしたら３点お伺いします。27ページ、18款２項２目の１節になりますけど、土地売払収入ということで162万円ありますけれども、162万300円ですか。これはどこの市有地を売却されたのか。あえて具体的な名前は、当然、公表できないでしょうけど、どういう団体とか、あるいは個人とか、教えていただけたらと思います。

それから、33ページの22款１項２目の５節、６節にもなるんですが、これ、起債に関わるとこなんですね。市立保育所管理事業債、それから認定こども園管理事業債、150万と300万円と、これ非常に少額の起債なんですね。これだったら、それこそ一般会計から出せるような金額をわざわざ起債にするというとこの理由、簡単にお聞きしたいと思います。

同じく33ページの22款１項４目４節観光債ということで110万円、これも非常に少額の起債ですので、少額の起債をなぜされるのか。これの理由を、同じことですけれども、先ほどと、お答え願えたらと思います。

増田委員長　倉田課長。

倉田管財課長　管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

公共用地の売払いということでございます。里道、水路等の用途の果たさないものにつきましては、用途廃止後、普通財産となりまして売払いを行います。面積も小さく不成形な土地であることから、隣接者に払い下げております。昨年につきましては、脇田地区で４筆219平米、太田地区で１筆88平米、染野地区で１筆32平米を払下げしております。

以上でございます。

増田委員長　内蔵部長。

内蔵財務部長　財務部、内蔵です。ただいまの谷原副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

まず、市立保育所管理事業債150万円、認定こども園管理事業債で300万円と、少額なのになぜ起債してるのかというご質問と、その次が、観光債の110万円、こちらも少額なのになぜ起債してるのかということですけれども、まず、保育所のほうと認定こども園の起債のほうなんですけども、こちらのほうはいずれも、子ども・子育て支援事業債という起債でございまして、起債対象額に対する充当率が90％、元利償還金に対する交付税措置率というのが50％の有利な起債となってございます。ですので起債のほう、少額ですけれども、しており

ます。

それから、次の110万円の起債なんですけれども、こちらのほうが起債の名称は地域活性化事業債という起債でございまして、こちらも起債対象額に対する充当率が90％、交付税措置率が30％の起債となっております。ですので起債のほうをさせていただいております。

以上です。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　ありがとうございます。土地売払収入については了解いたしました。

それから起債についてですけれども、少額の起債であるけれども、これは地方交付税措置が後からあるということですね。50％というのは大変有利なので、150万と300万で、半分といっても知れた金額かは分からないけれども、私は、職員の方が起債するとなったら、それだけ事務量があります。少額でも国の補助金を得て市財政の負担を軽くしようと、先ほど柴田委員のお話もありましたけれども、これが繰越金になれば自主財源の扱いになるわけですから、市の職員さんがそういう形で、国の有利な交付金を得る、起債ができるようなことを見つけていただいて、事務をいとわずやっていただいてることについては感謝いたします。ありがとうございます。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　ないようですので、歳入に対する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。なお、11時５分から再開をいたします。

休　憩　午前１０時５２分

再　開　午前１１時０５分

増田委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどのご答弁の中で一部訂正ございますので、発言を許します。

奥田課長。

奥田建設課長　建設課の奥田でございます。

先ほど西川委員のご質問がございました、社会資本道路改良交付金事業に対する補助の内容でございますけども、先ほど私、ラインの敷設にという話をさせていただいたんですけども、この内容につきましては、新町・柳原線道路改良工事に伴う用地購入費としての補助金でございます。

以上、訂正させていただきます。

以上です。

増田委員長　これより総括質疑に入りますが、総括質疑につきましては、市政全般にわたるものとなりますように十分ご留意をいただきますようお願いを申し上げます。

質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員　では、私は、職員数のことでお尋ねします。葛城市は人口1,000人当たりの職員数が全国

より少し下回っているという分析があるんですけれども、少しなので、人員配置とか事務の効率化などによって補えるものと思っております。それらの点について市はどういうふうにお考えになっているでしょうか。

増田委員長　高垣部長。

高垣企画部長　企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。ただいまの柴田委員のご質問についてお答えさせていただきます。

　まず、職員数を比較するものといたしまして、類似団体との比較がありますが、そのデータは、各市が毎年報告する定員管理調査に基づく調査結果を基に人口と産業構造などが分析されてグループ分けされている類似団体のタイプごとに分析した結果を平均値として出されているものでございます。令和６年度の調査では、人口１万人当たりの葛城市の職員数は、類似団体84団体中33番目という結果になっております。ただ、本調査につきましては、人口と産業構造、葛城市は人口５万人未満で、２次、３次産業が90％以上、かつ、３次産業が65％未満の団体の区分の中で職員数の比較となっております。その市が行っている施策、例えば保育所が公立や、市の面積や市道等の延長、抱える河川の規模など、地勢条件などは考慮されておりません。そのようなことから、類似団体という同じカテゴリーの中での比較ではございますが、類似団体別の職員数は適正人数を示すものではなく、参考にするものと考えております。葛城市としての職員の適正の人数は、その市の施策の考え方、例えば学童が直営である、施設の管理を指定管理で行う、あるいは民間事業者へ委託など様々な形態があると考えております。職員数の適正な配置に向けて引き続き研究してまいりたいと考えております。

　以上です。

増田委員長　柴田委員。

柴田委員　そういう分析があるとは思うんですけれども、多くても少なくても人員配置ってすごく重要だと思うんですけれども、私自身、庁舎に関しては十分に足りているのかなと思うんですけども、出先機関なんですけれども、図書館とか中央公民館とかで正職員の数が少ないのではないかというふうに思っております。私が心配してるのは、正職員の数が少ないと、その方がお休み取っておられたりとか、たまたまいらっしゃらないときの非常時にどういった対応、会計年度だけではなかなか対応できないと思うんですけども、その辺りの対処というのはもう事前に考えられているのかどうかということをお聞きしたいのと、それと事業の効率化なんですけれども、効率化のことは言っていただけたのかな。私、その中で捉えられなかったんですけれども、効率化はもちろん大事なんですけど、部署によっては専門性の高い職員さんが必要だと思うんですね。効率化という面では、専門性の高い職員さんをいかに生かしきれているかというところも、質の高いサービスにつながっていくのではないかというふうに考えているんですけれども、それが果たして今の葛城市でできているのかどうかというところなんですが、例えば、本当に今、いろんな相談が来る課において、とてもデリケートな、女性が相談するような課で正職員の方が男性であったりとかっていうことが、そういった細かな配慮がちゃんとできているのかどうかというのが、今、私は疑問に思っているんで

すけれども、その辺りのところはどう考えてらっしゃるのか、お聞きします。

増田委員長　高垣部長。

高垣企画部長　まず、人事配置と事務の効率化の部分、もう一度、考え方をお答えさせていただきますと、人事の部分と組織の見直しの部分をセットで考えていくということで対応させていただいています。例えば出先の機関であれば、例えば生涯学習課でしたら、課内の中にそれぞれの組織があるとか、それに合わせた人員配置を行うなど、いろいろ、先ほどの税務課もあるんですけど、そのような形で適切に対応していきたいと考えております。また、専門的な職員、例えば女性でしかできない相談とか、いろいろ専門的な職員の分野はあると思うんですけど、それも人事ヒアリングを行う際にそれぞれの課でのご意見なども聞きながら、連携する部分もあれば、その課で単独で処理せなあかん部分とか、様々ありますので、それもいろいろ聞きながら適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

増田委員長　柴田委員。

柴田委員　多分いろんなヒアリングとかもされてるのは分かってるんですけど、果たして、そのヒアリングを反映した人事になってるのかどうかというところも、かなり疑問な課もありますし、やはり主体は市民だと思うんです。市民の方に本当に適切に支援なりサービスができてるかというのは、やはり人だと思いますので、その辺りのことをやはりもうちょっと掘り下げて考えていただきたいのと、私が思うのは、出先機関で正職員がたまたまいないときの非常時のときに、ちゃんとした対応をするマニュアルとかができてるのかどうか。誰が責任をとるのかというところもこれから考えていかないといけないと思いますので、その辺りの人員配置とかをしっかりと考えていっていただきたいと思います。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員　よろしくお願いいたします。予算と決算ということの考え方のあれもありまして、今回の学校と保育所のミストと冷蔵庫ですか。契約差金なり流用なりでというふうに使われて、みんな喜ばれてる方もおられるし、いいことしたはるなというのは思うんですけども、我々、予算審議した上で、それが最初から出ていれば何の問題もないんですけども、そうなると備品費の中で流用と契約差金、不用額の扱いというか、内蔵部長とこの前だいぶ勉強させてもうて、問題ないのは問題ないで分かりました。問題ないのは分かるんですけども、予算審議してる以上、議会との連携といいますか、議会に声かけてというふうにやっていただきたいし、やっていただけるというふうに考えてて、しつこいんで申し訳ないんですけども、今回の決算上で、ほかにどういうのがあるのかというのを１個１個聞いていったら決算終わらないんで、ほんまは聞きたかったんですけど、あえてここで聞かせていただきます。まずは流用と契約差金ですよね。その辺の考えについてお願いいたします。

増田委員長　内蔵部長。

内蔵財務部長　財務部、内蔵でございます。ただいまの杉本委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず流用につきましては、もう委員ご存じのことになりますけれども、地方自治法第220条第２項におきまして、歳出予算の経費の金額は、各款の間または各項の間において相互に流用することができないと規定されております。一方で目、節以下の流用につきましては、款、項のように法律上禁止規定はございませんので、法律上は問題がないとされております。しかしながら、当然にして無制限に許されると解するべきではなく、目、節といえども、それが基礎となって款、項が組み立てられていること、また、議員の皆様におかれましては、予算委員会等で、目、節、明細まで慎重にご審議いただいておりますことからも、財務運営上のルールでは、必要かつやむを得ない事情がある場合に限り認められているものとなってございます。また、契約差金の使用に関しましても、本来は不用額として決算処理することになりますけれども、お金が余ったから購入するというのは、こんなんは理由には当然ならないんですけれども、先ほどの流用と考え方は同じで、必要かつやむを得ない事情がある場合に限り認められるものでございまして、法律上は問題はございませんが、先ほども申しましたとおり、重ね重ねになるんですけれども、予算の明細まで慎重にご審議いただいておりますことからも、やむを得ない事情がある場合に限り認められるものでございます。

以上です。

増田委員長　杉本委員。

杉本委員　やむを得ない、今回の場合も緊急で、それは筋は通ってると思うんです。ただ、議会としては、そのお話はなかって、報道なりで知ってというのが、僕はつじつまが合わん、今おっしゃったこととずれてきよるんですよね。ただ、今後はやっていただけるというふうに、この前、質問させてもうたとき、ご答弁もらってるんですけど、それ、今後の話で、今回の決算の中で、委員長、かなり申し訳ないんですけども、そういった議会に報告、緊急であったりしたらもう分かります。今、部長も、この前も１時間ぐらいしゃべってて、この意味は分かったんですけども、やっぱり僕らは予算審議してやってるわけじゃないですか。それを緊急でやむを得ない場合やからばんばん使いました。ルール上は問題ないんやけども、議長なり委員長なりに、こういうふうにやりますというふうにするのが筋やと思って質問させてもうてます。ただ、今回の決算で、そういったおっきい備品費の中で、ないとは思うんですけど、ほんまは議会に声かけといたほうがよかったなみたいな、これを１個１個、備品費でやっていったら終わらないんで、今、一斉に聞いて、今、一斉に集まってもらってると思うんですよね。お手数なんですけども、今回はなかったのか、そういう議会に報告すべきもんが、１件はあったんは分かりますけど、ほかになかったのか。その辺を各部長、各部でお答え願いたいと思います。

増田委員長　内蔵部長。

内蔵財務部長　財務部につきましては、該当ございません。

以上です。

増田委員長　林本部長。

林本総務部長　総務部の林本です。

令和６年度決算におきまして、総務部では該当ございません。

以上です。

増田委員長　高垣部長。

高垣企画部長　企画部の高垣です。

企画部でも確認いたしました結果、該当はございませんでした。

以上です。

増田委員長　安川部長。

安川都市整備部長　都市整備部の安川です。

決算におきまして、都市整備部におきましても該当はございません。

以上です。

増田委員長　中井部長。

中井保健福祉部長　保健福祉部、中井でございます。

保健福祉部におきましても、該当するようなものはございませんでした。

よろしくお願いいたします。

増田委員長　勝眞部長。

勝眞教育部長　教育部の勝眞でございます。

教育部におきましても、６年度決算におきましては、該当はございません。

増田委員長　西川部長。

西川市民生活部長　市民生活部の西川です。よろしくお願いいたします。

市民生活部におきましても、令和６年度決算で該当する案件はございません。

以上です。

増田委員長　植田部長。

植田産業観光部長　産業観光部の植田でございます。

当部におきましても、該当する案件はございません。

以上です。

増田委員長　葛本部長。

葛本こども未来創造部長　こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

こども未来創造部におきましても、確認いたしましたところ、同様の事例はございません。

以上です。

増田委員長　吉田部長。

吉田上下水道部長　上下水道部の吉田です。

上下水道部におきましても、令和６年度決算で該当する部分はございません。

以上です。

増田委員長　杉本委員。

杉本委員　皆さんに答えていただいて、ありがとうございます。確認をしていただきたいという意味でこれ聞かせてもらいました。本来ならばそうであるべきやと思うし、そうやっていただきたいと思うんで、先ほども言いましたけども、やっぱり我々も予算をしっかり見てやってるんで、やむを得ない緊急の場合、今回のケースもそうやと思うんです。筋は分かってるんで

すけども、じゃあ、僕らも気持ちよく、「それ、いいじゃん」って言いたいんですよね。そのときに今日、部長全員に答えてもうたんは、プラスアルファの理由があって、これからもほんま気つけてやってほしいんですよ。これ、議会に言うとったほうがいいんじゃないですかって。ルール上はそうなんです。問題ないんです。気分の問題でいうたら、気分よくないじゃないですか、僕ら、そりゃ、予算でやってるのに。違うもんちゃあ違うもんを購入してるわけで、それがええもんやったらなおさらですよ。僕らが反対するわけなくないと思うんですよね。反対される方もおるかもわかんないですけども、今、確認してもらって、この決算の中ではないということなんですけども、今後そういうことがあったら、気軽にじゃないですけども、議会と、ほんまにそれこそ、ただの報告１本で、例えばそれを、前も言いましたけども、議長に言って、議長が僕らに言ってなかったら議長のせいになるわけですよ。今はこっちに来てないから、僕らが何でなんてなるだけなので、財務のほうも多分だいぶ厳しくやったはると思うんで、そんなむちゃくちゃなことされてへんのはもう分かってます。大前提でお話しさせてもらってますけども、というふうな斜め向いた見方しちゃうんで、僕も、今後はそういうふうに正々堂々とやっていただいたらええと思いますし、前も答弁でやっていきますというふうにおっしゃっていただいてますけど、更に皆さん、部長に今日集まっていただいたのは、そういうふうに気つけて、配慮じゃないですけども、やっていただいて、気持ちよく前に進めていっていただけたらなと。悪いことしてるわけじゃないのに、もめるの嫌じゃないですか。そういうふうに考えてこれからもやっていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長　今後についての答弁。

東副市長。

東　副市長　東でございます。おはようございます。ただいまの杉本委員のご意見に対してお答えをさせていただきたいと思います。

決算委員会のほうでご答弁をさせていただいたかなと、重複する部分はあるかと思いますけれども、いま一度答弁をさせていただきたいと思います。今回、議員の皆さんからご指摘をいただきましたこの件に関しましては、事前に報告をできなかったことに関しましては、深くおわびを申し上げたいというふうに思うわけでございます。杉本委員おっしゃるとおり、気持ちよく我々もという部分です。議員さんらもそうです。私どももそうなんです。気持ちよく執行したいという部分は当然ございます。そういった場合におきまして、今後、軽微なもんで、本当は報告しなくてもいい部分もあるかもわかりません。ですが、今おっしゃるとおりで、議員皆さんにもこれはやっぱり報告しておいたほうがいいぞというのを、部長や課長、そして課長補佐、課員共々、気をつけて、報告をして、気持ちのいい予算執行、執行に問題はないんですよ。ないですけども、気持ちのいい執行を心がけていきたいと思いますので、よろしくお願いたいと思います。

以上でございます。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

奥本議長。

奥本議長　重ねて私からもお願いしておきたいんですけども、この間も言いましたけども、予算の執行に当たって、予算審議の中で、杉本委員おっしゃったように、我々、一応そちらからの情報を基に審議してるわけです。大きな差金が出るということも、努力された上でやったらいいんですけども、あまりにもそれが大き過ぎて、こういう形で使われると、何かそれを見越して、差金を当てにして予算立てられてるんかなというふうに勘ぐってしまいますので、まずそこのところは慎重に予算立てしてほしいということが１つ。

それと、緊急という度合いで、どういう手法を使うかということで、今回こういう備品とかのいろんな流用ありましたけども、専決も１つのこれは認められた方法ですんで、その場合、やはり緊急であれば専決というのを、我々、専決が嫌というわけじゃなくて、ちゃんと理由があれば認めるわけですから、そういった相談もやっぱり事前にしてきていただきたいということです。これだけお願いだけしておきます。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　では、総括質疑ということで２つの点で質問させていただきます。

１つは、職員の働き方改革という観点からです。質問ですけれども、令和６年度の中途退職者の人数、それぞれの在職年数をお聞きいたします。併せて、過去３年間、中途退職者の総数はどうなってるのか。また、在職年数です。これは過去３年間ぐらいですから、３年未満とか、５年未満とか、10年未満とか、ある区切りをつけていただいて、それはそちらでつけていただいても結構なんですが、入職僅かで育ちきらないうちに退職された方もいるだろうし、これから中堅的に退職された方もいる。ベテランという方も退職されたこともあると思いますので、それが今、葛城市の実態がどうなってるかということについてお伺いします。

２番目、会計年度任用職員についてであります。これについては、職員数及び会計年度任用職員数については、決算書等にも出ているんですが、これ１回確認した上で、会計年度任用職員の雇用時間総数、雇用時間の総数でお願いできたらと思います。これは人事課で一元化、どこかで一元管理をされてるのかどうかも含めて、ご答弁をお願いします。

以上２点です。

増田委員長　高垣部長。

高垣企画部長　企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原副委員長のご質問、まず１つ目の、令和６年度の中途退職者数の人数と過去３年間ということになりますので、令和４年度から令和６年度までを併せて順番に報告させていただきたいと思います。まず令和４年度は合計で12名、３年未満が３人、５年未満が３人、10年未満が１人、20年以上が５人となっております。

次に、令和５年度は合計で12人、３年未満が４人、５年未満が１人、10年未満が１人、20年未満が１人、20年以上が５人となっております。

最後に、令和６年度は合計16人、３年未満が２人、５年未満が１人、10年未満が６人、20年以上が７人となっております。

次に、会計年度任用職員につきまして、職員数及び会計年度任用職員の数のほうです。ま

ず、全体の人数、令和６年４月１日現在の全会計の職員数につきましては349人、会計年度任用職員は421人となっております。そのうちの一般会計における令和６年４月１日現在の職員数は326人、会計年度任用職員は397名となっております。

次に、会計年度任用職員の雇用時間総数になりますが、時間総数は約50万1,000時間となっております。

一元的に管理できているのかというご質問につきましても、職員全体の定数配置上、配置等も含めまして、全体を見る観点から人事課が把握しておりますが、保育士や保育教諭、学童の支援員、補助員等につきましては、原課においてもしっかり必要数を算定していただくようにお願いしておるところでございます。

以上です。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　ありがとうございます。今、職員の方が、早期退職されてる方、それぞれの在職年数ごとに出していただきましたけれども、これがこの間の決算委員会での質疑の中で、時間外勤務手当の件に関わって、職員さんが新任、新しい方となると業務の理解度が非常に弱いので、どうしても長時間勤務になって時間外勤務手当が発生するということがありました。だから、言ってみれば、せっかく入られた職員の方、やっぱりちゃんと育っていく、その間お金がかかってるわけですよ、職員さんには。給料以上に、こちらも多分育てる上でお金がかかってるわけですから、どう育っていくかというのは非常に大事なことだと思うんですが、次にその点から、働き方改革ということで時間外勤務手当のことについて聞くんですが、これ、今、葛城市で総額が幾らになってるか把握されてるでしょうか。

さらに、長時間労働解消、つまり時間外勤務手当、必要なものはつけなければいけませんけれども、これが当たり前になってもあかんと思うんですね。長時間労働解消のために何か取り組んでおられることが令和６年度ありましたら、教えてください。

それから会計年度任用職員についてですけれども、３年を超えて継続的に雇用されている会計年度任用職員さんは、全体のどの程度おられるのか。人数でも結構ですけれども、全体数、大体概数分かりますから、今どれぐらいおられるか、お聞きします。

増田委員長　高垣部長。

高垣企画部長　まず、時間外勤務手当の総額につきましては、8,884万8,819円となっております。

次に、長時間労働解消のために取り組んでいることはというご質問でお答えさせていただきますと、まず、時間外勤務の縮減に向けて、朝礼、終礼の励行による業務進捗管理、例えば、終礼時に時間外勤務命令を行っておりますが、業務内容や進捗を確認することにより、不要不急の時間外勤務を減らすことができます。また、ノー残業デーの実施、課内の職員間の時間外勤務時間数の平準化、月45時間を超える時間外勤務を命令した場合は、時間外勤務検証結果報告書の作成による当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証、業務内容の分担の見直しを行っております。また、人事ヒアリングによりまして各課の状況を把握し、職員の採用による人事配置も行っております。時間外の勤務の縮減に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、３年を超えて継続的に雇用してる会計年度任用職員の点なんですけども、３年を超えて継続的に雇用してる会計年度職員はおるんですが、人数については把握できておらないんで、すいません。申し訳ございません。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　最後に意見だけということになりますけれども、１つは、職員の働き方改革ということで、今、育児休暇とか育児時間を取るということで、職場で一定の経験をされている方が、男女とも育児休暇、育児時間を取られるということが出てまいります。その中で職務を遂行していくということになって、ならないがために長時間労働が増えるということは出てくるんですが、先ほどあったように、約8,800万、時間外勤務手当を支払ってるわけですから、少なくとも、私は、職員を増やすということも視野に入れていただきたいということと、やはり生産性を上げるというのは、欧米と比べて日本は非常に生産性が悪いですよ。それは何かといったら、勤務時間中に仕事を全部済ますということなんですよ、生産性を上げるということは。だから、そういうことでやはりもうちょっと考えていただきたい。例えば、決算特別委員会でも多少議論がありましたけども、例えば、体育協会に職員が、会議があれば夜出席せざるを得ないので、そういうことで長時間勤務ということの手当が出ているということもありました。これなんかも、時間のシフトをしないと、朝８時半から夜９時まで連続勤務になるわけですから、例えばこういう行事について、それをどう扱うかでも、勤務時間、働き方も変わってくると思うんです。今、部長のほうがおっしゃった、いろいろ長時間勤務を避けるために様々努力されてると思いますけど、やはりもうちょっと生産性を上げるという観点から、いろんなシフトの組み方も含めて、これをしっかりやっていただきたいと思います。

それから２番目は、職員の退職です。非常に優秀な方が退職されて、ほかの自治体で働かれるという事例を見聞いたしました。この方が抜けると、あとの方の仕事はすごく回らなくて、そこでまた長時間労働が増えると。だから、私は、非常によくやっていただく職員の方、しっかり葛城市のために働いていただくということで、ぜひ、退職問題を、これまで自己都合だというふうな言い方で逃れてきたけども、私は民間企業のこともいろんな事情で知っておりますけれども、やはり早期に退職したら、例えば３年未満で退職したら、人事部は何やってるんだと。採用担当者は何やってるんだということになるんですよ。あるいは中堅どころで辞めたら、上司は何やってたんだということで非常に厳しいことになるんですよ。それは人材を育成するお金がかかってるわけですから、そこまで成長するまでね。だからそういう意味でもうちょっと働き方改革については、退職問題についても、自己都合やから当たり前だということで流さないようにしていただきたいと、これはもう要望です。

それから会計年度任用職員についてですけれども、３年を超えて継続してる方の数が分からないということでありましたけれども、これは今年度総務省が通知を出しました。３年縛りをなくすと。やっぱり非常に優秀な会計年度任用職員いますよ。その方が職場を支えてる。そういうところもありますよ。だから、そういう経験をしっかりと生かしてもらって、３年縛りをやめる。それは、会計年度任用職員の不安定な雇用の在り方は大変問題が大きいとこ

ろですから、総務省の方針に従って、縛りをなくすとともに、かつ、やっぱり正職員に対する雇用の道をしっかり開いていただいて、そういう優秀な方が葛城市のために働いていただけるようにぜひ検討していただけたらと思います。

以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員　私は、葛城市では行政評価というのをされてないようなんですけれども、なぜ実施されないのか、理由を教えてください。

増田委員長　林本部長。

林本総務部長　総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの、葛城市で行政評価を実施していないという理由でございますが、行政評価というのは、市が実施する施策や事業を客観的に評価をし、その成果を行財政運営に反映させることを目的とした１つの手法となっております。葛城市では、平成20年度から令和元年度まで、行政評価の一環といたしまして事務事業評価を行ってまいりました。事務事業評価とは、市が行っている事務事業を、人件費を含めたコスト面や指標化した事業効果から検証し、その事業の継続、改善、廃止などの可否について検討するものでございました。この過程において、職員が自ら事務を見つめ直し評価することにより、職員の意識改革を促すという目的は達成できた反面、事務事業評価そのものに係ります職員の事務負担が大きく、また、実施時期を予算編成に反映できるタイミングと合わすことが難しいという課題もございましたので、終了に至ったわけでございます。

これに代わりまして、次年度予算の編成前に、新規事業や継続事業のうち課題のある事業を抽出し、担当課からプレゼンテーションを行うことで、事業の効果検証や今後の方向性を共有し協議する場として、こちら令和２年度からですけれども、重要施策検討会議を実施しております。この重要施策検討会議はあくまでも予算査定の場ということではなく、事業の担い手である担当課が、自ら市民にとっての効果は何か、期待した目的どおりに達成が上がっているかなどの視点を踏まえて評価、検証できる場ということで、行政評価の役割も含んでいると考えております。よって、行政評価については行っておりません。

以上です。

増田委員長　柴田委員。

柴田委員　私も県下でどこがやってるのかなというのを調べたんですけど、桜井市、吉野町と香芝市が今も行政評価をされてて、今おっしゃってくださった、重要施策検討会議の中でされている内部での検討だと思うんですけれども、一番私がいいと思うのは、やはり公表することだと思うんですね。やってらっしゃる自治体では、ホームページできっちりと市民に向けて公表されてるというところで評価できるのではないかなと思ってるんですけど、実際、全国でもされている自治体というのはそんなに多くはないのかなとは思うんですけれども、やはり効果としてはかなりあるというか、私が思うのには、内部での評価、今やってらっしゃることも大事だと思うんですけれども、評価のプロセスにおいて、市民の方を巻き込んで、市民

の方の意見も次年度で反映させるような評価というものをやっていくのがいいのではないかなというふうに思ってますし、あと、公表することで市の説明責任を果たしているのではないかというところもあります。それをすることによって、より市民に信頼をされる市になっていくのではないかというところなんですけど、質問はなくて、私は、前向きに、積極的に行政評価というものを、ある意味されてるんであれば、それを公表するというところまで持っていってほしいなというふうに思っております。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　質疑ないようですので、令和６年度一般会計決算についての質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　私は、令和６年度葛城市一般会計決算の認定に反対の立場から討論をいたします。

反対の理由を述べます。私は、令和６年度一般会計予算に反対をいたしました。その反対の理由は何かと申しますと、葛城市における独自措置としての保育２子目以降の無償化について、本来市民の方は大変喜ばれることなんだけれども、私は財政運営上の観点から、これは承服できませんということを申し上げて反対いたしました。

その理由は何かと申しますと、これは奈良県内でも、あるいは全国的に見ても、２子以降の保育無償化につきましては、１子が高校生、大学生ぐらいでも２子が無償化になる。それから所得制限についても、これも非常に、ほぼ全ての人が、２子以降はもう完全に対象になるような、本当に突出した先進的な事業ですよ。どれぐらいお金がかかるのか。財源はどうするのか。それについての真剣な議論がされたのかということなんです。

私は、毎年経常的にこれ支出することになります。そういうものにつきましては、経常的な財源で充てるべきだと。これが正常な財政運営ですよ。ところが市長はどう答えられたか。特別交付税で措置したいと。しかし特別交付税は、先ほどもありました、１月に国会議員に頼んだりして、陳情して実現してもらう。内示は３月でしょう。４月から無償化は始まってる。その財源措置が３月まであるかどうか分からない。こんなところに経常的な支出の財源を求める。あってはならんことですよ。だから私は予算でも反対しました。

ほんで決算を詳しく聞きました。葛城市の持ち出し、約7,000万。特別交付税、前年度から幾ら伸びたか。2,000万弱ですよ。5,000万、毎年経常的に財源支出が必要じゃないですか。これ、どう考えるかということで手当てしないと、ほかの財政支出がゆがんでくる。だから、財政規律の問題として私は本当に心痛みましたけれど、反対いたしました。決算についても、この効果を見たときに、やはり経常的な支出について財源手当てができてない。こういうふうに考えます。もちろん、いろんなとこで経費削減、先ほど言ったように、起債でも特別に交付税措置が充たってくるものについては、細かいものでも非常に職員さんが努力して経費

削減に努めておられるというのは本当に感謝申し上げますけども、だけど、基本的には、経常的な支出は経常的財源で充てる。これはしっかり守っていただきたい。こういうことが崩れてる。だから私は決算として認めることはできないということを申し上げます。

それからもう一つは、これは先ほど杉本委員もありました、議会への説明ですよ。これは、私は入札契約の観点から申し上げておきます。ＥＳＣＯ事業、ＬＥＤ化、これ１億2,100万円、これ、突然、昨年度予算委員会に出てきて、所管の委員会に全く説明がない。ＥＳＣＯ事業というのは何なんだと。どういう契約なんだと。今年度どういう負担が出てくるんだと。全く説明がないまま予算委員会でやられた。僕、委員会は、過去の会議録見たけど、よく理解して判断できたと思わない。だからこそ決算でちゃんと報告せな駄目ですよ。何ですか、あの成果報告書、１行。これはふざけてる。ええかげんにしてほしい。

私はなぜ言うかいうたら、入札契約の基本は透明化です。透明化をするから競争性と公平性と公正性が入札契約で担保される。透明性を確保する第一の条件は、議会への報告ですよ。議会に報告ない。こんな状態が特に教育委員会は大変多い。ミストの問題、冷蔵庫の問題、新聞で大きく報道されました。私の日本共産党の同僚の方がいっぱいＬＩＮＥで入ってくるわけ。幾らで購入したんやと。うちもやりたい。いや、議会に報告ないんですよ。いまだに分かりません。ええ、おたくの議会、行政どないなってんねん。みんな、ばーっと来ますよ。信じられへん。これ、今、葛城市の実態ですよ。私はこれまで、決算はもうしゃあないですよ。だから情報開示請求をしっかりやっていく。随意契約やったんだったら、どういう随意契約か。見積り合わせはどんな見積り合わせをやったんか。これ全部調べていきますよ。これ、行政負担かかりますよ。情報開示請求したら教育委員会は大変になるかもわからん。だけど、これやらなかったら議会の使命を果たせない。だから、そんな行政効率の悪いことはやめて、議会にちゃんと報告してほしい。とりわけ教育委員会、この２年間、３年間で非常に多い。このことを苦言を呈しておきます。

一々言わないけれど、私は厚生文教常任委員会の副委員長をやってたときもありました、奥本委員長と一緒に。わざわざそのために臨時会を開かざるを得ないようなこともあったんですよ。勝手に執行しようとするんだから、補正予算も出さずに。あり得ないでしょう、そんなこと。だから私は、これについては、本当に議会にきちっと説明をしていただく。透明化、特に入札契約については、大きなものについては、もうちょっときちっと丁寧に議会に報告していただくことを求めます。そうしないと本当に行政効率が悪い。我々もそういうふうにして調べていかなあかんようになるからね。このことについて申し上げて、反対意見といたします。

増田委員長　ほかに討論はありませんか。

横井委員。

横井委員　私は賛成意見を挙げておきます。

ＥＳＣＯとか、私、実際ＩＳＯ14001の内部監査員でもあるし、環境社会検定の合格者でもあります。それから更に言うときますと、私は衛生管理者、安全管理者の国家資格も持っております。それらを総合的に見て、正しいことを言っておられるような解釈してきており

ます。だから賛成です。あんまり長い弁論はしません。

増田委員長　ほかに討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員　私、賛成の立場で討論させていただきます。

決算なんで深くは言いませんけども、おっきい目線で言うと、やっぱり議会との報告と、あと、この決算で出た意見ですよね。僕、今回聞いた話も、前聞いたこととかあるんですよね。前言うたこと。そういうことを踏まえて次に生かしていただけるような決算委員会にしていただきたいと思います。ほんで、谷原副委員長もおっしゃったとおり、そのとおりやと思います。ただ、決算なんで、そこで反対の僕は理由には当てませんけども、行政効率というか、議会の効率もそうですけども、一本の電話だけで済むことがなぜ済まないのかというのが最大の僕は疑問なんですよね。今回みたいに、そういう報告ない、過去にもありましたって谷原副委員長さんからもありましたけども、それをやることによって、こっちが疑心暗鬼の目で見るっていう１個の大きいフィルターがついちゃうわけなんですよ。そういうことをぜひやめていただくようにお願いしておきます。

以上です。

増田委員長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第１号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

増田委員長　起立多数であります。よって、認第１号は認定することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、13時30分から会議を再開いたします。

休　憩　午前１１時４９分

再　開　午後　１時２９分

増田委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認第２号、令和６年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長　市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

認第２号、令和６年度葛城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

決算書の173ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額36億2,899万7,000円、歳出総額36億692万1,000円、歳入歳出差引き額及び実質収支額はともに2,207万6,000円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明させていただきます。183ページをお

願いいたします。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では1,428万395円の支出、２目連合会負担金では457万7,321円の支出、３目共同事業負担金では489万3,000円の支出でございます。２款徴税費、１目賦課徴収費では253万8,390円の支出でございます。

184ページをお願いいたします。２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費では21億8,285万1,744円の支出、３目一般被保険者療養費では2,454万1,812円、５目審査支払手数料では441万5,129円の支出でございます。

185ページをお願いいたします。２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費では３億4,612万5,324円の支出でございます。

186ページをお願いいたします。５項出産育児諸費、１目出産育児一時金では997万6,000円の支出でございます。３款国民健康保険事業費給付金では９億5,988万3,896円の支出でございます。

187ページをお願いいたします。４款保健事業費、１項１目特定健康診査等事業費では4,077万6,565円の支出でございます。

188ページをお願いいたします。２項１目保健事業費では446万9,464円の支出でございます。５款１項基金積立金、１目財政調整基金積立金では217万4,083円の支出でございます。６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金では324万7,800円の支出でございます。

189ページをお願いいたします。７款予備費の支出はございません。

以上、歳出合計36億692万903円でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。戻っていただきまして、178ページをお願いいたします。１款国民健康保険税では、全体といたしまして７億243万338円の収入です。

179ページをお願いいたします。３款国庫支出金、１項国庫補助金では891万4,000円の収入でございます。４款県支出金、１項県補助金、１目保険給付費等交付金では25億9,768万8,434円の収入でございます。

180ページをお願いいたします。６款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金では２億7,879万8,883円の収入でございます。７款繰越金といたしまして1,143万8,441円でございます。８款諸収入では2,944万2,641円の収入でございます。

以上、収入合計36億2,899万6,545円でございます。

最後に190ページをお願いいたします。財産に関する調書といたしまして、財政調整基金の決算年度末現在高は３億9,223万5,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長　ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　よろしくお願いします。178ページ、１款１項１目です。国民健康保険税で７億200万余りの保険税収入がありますけれども、昨年度との増減比較、どの程度変化があるのか。その変化の理由、これを教えてください。

２つ目、184ページ、１款２項の保険給付費であります。これについても、昨年度の増減

比較で、これについては多分増額になってるんだろうと思うんですけども、医療給付費がどういう傾向になってるかということについて教えてください。

　それから３つ目ですけれども、186ページ、２款５項１目18節です。出産育児一時金給付事業というのがあります。これが、お子さんでどれぐらいの対象になっているのか。これ、かなりの金額が上がってますので、たくさん出産等があったのかなと思うんですけれども、以上、よろしくお願いします。

増田委員長　増井課長。

増井保険課長　保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

　まず１つ目の、保険税についてのご質問にお答えいたします。令和６年度の保険税の収入は、令和５年度に比べますと420万7,000円が増加しております。この増加の理由としましては、令和６年度は保険税率の改定がございまして、保険税額が上がっております。そのことが理由であると考えております。

　それから２つ目のご質問で、保険給付費の増減についてです。保険給付費につきましては、令和６年度は５年度に比べますと9,390万6,000円の減少となっております。この保険給付費が減少したのは、被保険者数が減少したことによるものと考えております。

　最後の、出産育児一時金についてです。令和６年度、この一時金の対象になりましたのは20人でございます。

　以上です。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　ありがとうございます。保険税は税率の改定があって上がったということですね。国保の被保険者数はどういうふうに変化してるか。今年度の数、昨年度とどれぐらい増減があるか、再質問でお願いします。

増田委員長　増井課長。

増井保険課長　被保険者数でございます。令和６年度末、6,859人でございます。令和５年度は7,303人、令和４年度が7,741人となっております。

　以上です。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　少し意見を述べておきます。被保険者は昨年度から500人ほど減っております。減ってるけども保険税は上がっていると。つまり、１人当たりの保険税は非常に高くなってきてるということですね。

　それから、出産育児一時金の支給対象者のお子さんは20人ということですけれども、ご存じのように、お子さんには国保税がかかります。均等割ということで。今、未就学児については半額免除になってますけれども、それでも半額免除で、生まれた途端に赤ちゃんに税がかかるというような状態ですよ、国保被保険者はね。これはだから、国のほうも、これは全国知事会も繰り返し要望を出して、人頭税のような形でお子さんにも税がかかると子育て支援に反することなんですよ、国保対象者については。それで、引き続き、これは国のほうの財政措置も必要ですが、今、半分まで来てるので、全額面倒見ると。地方自治体によっては、

全額一般会計から出している自治体もあります。子育て支援としてね。そこまでするかどうかは別として、国の大きな働きかけは必要かなと思っております。

それから、保険給付費は、被保険者が減ってるから、これは減ってきてるわけですね。9,300万も減ってるということです。ですから、私は、国保の人数が減る。それから被保険者の人数が減る。負担は高くなる。今までも繰り返し述べてきましたけれども、高齢者の方が、被保険者が働いて社会保険をとる方が非常に増えて、非常に脱会が増えてるということで、大変国保が厳しくなってるので、これについては、均等割、平等割を廃止して所得割に変えれば、社会保険と同等の負担になるということで、私たちは国のほうにも述べてるわけですけども、引き続き負担軽減ということを考えていただけたらと思います。

以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　もう３点ほど、聞かせていただきます。これは187ページの４款１項１目の特定健康診査等事業です。特定健診についてです。これが4,000万余りの決算額となってますが、令和６年度の特定健診の受診率、数でなしに受診率がどの程度になってるか、お聞かせ願えますでしょうか。

２つ目、188ページの５款１項１目24節国保財政調整基金費で200万余りの積立てとなっております。これは、国保財政調整基金というのは目的があると思うんですけれども、どの程度の積立て、基金があればいいとお考えなのか。これについてお伺いしたいと思います。

増田委員長　増井課長。

増井保険課長　保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

まず１つ目の、特定健康診査の受診率でございます。令和６年度は、６月30日現在の数字になりますけれども、33.8％でございます。令和５年度が32.4、令和４年度が32.8、令和３年度が33.2、令和２年度が27.9となっております。

次の財政調整基金についてでございます。財政調整基金をどの程度確保するのがいいのかということについては、基準とか目安というものは特にございません。令和６年度から保険税が県内統一となりましたので、今後の市及び県全体の国保の運営状況を見ながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　ありがとうございます。特定健診の受診率は徐々に上がってるということで、大変努力されて、ごく僅かですけども、上がってるのはよく努力されてると思います。

国保財政調整基金についてですけれども、これ、基準がないということですけれども、今、財政調整基金は、先ほどご報告があったように、190ページに財政調整基金についての調書があって、３億9,200万円となってるんですが、これは、令和７年度予算でここから１億円ほど、財政調整基金を一般会計に戻してますよね。ここに書いてあるのは、３億9,200万円というのは戻す前のものなのか。それ確認したいんです。再質問でよろしくお願いします。

増田委員長　増井課長。

増井保険課長　保険課、増井でございます。

財産に関する調書に書かれております３億9,233万5,000円、これは１億円を一般会計に返す前の金額でございます。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　そしたら、意見となります。財政調整基金が令和６年度決算で３億9,200万円、１億円戻す前ですから、１億円戻せば２億9,200万ということで、約３億円の財政調整基金ということになります。つまり、私、基準というふうに聞きましたけれども、当初これ１億円積み立ててもらったのは、もともとゼロでした。県統一保険税に、奈良県一元化いうのかな。国保一体化の中では、葛城市は一般会計から繰り入れてましたので、財政調整基金がない中で、始まるときに一般会計から今度出せなくなるから、１億円積み立ててもらって不測の事態に備えてきた。ところが財政調整基金が毎年黒字になってたまってきて、ここまで来たわけです。これはもともと国保税の納税者のものから積み上がってきたわけですよ。私は、あまり積み上げる必要はないのではないか。１億円引いたということは、これでやっていけると、３億円程度あったら、そういうふうな判断があったのかなというふうに勝手に推測してるんですけど、言わんとすることは何かと申しますと、特定健診の結果については、これは県のほうへの納付のことと関係が出てきます。あまり低いとペナルティーを科せられるということで、やはりこれを引き上げるためにいろんな努力されてるんですけども、いろんな市町村でインセンティブを与えて、特定健診を受診したらＱＵＯカードをあげますとか、また多いのは、定期的に医療にかかっておられて、そこで血液検査とか受けたりされてる方は、わざわざ特定健診受けに行かれない。そういう方については、多分、健康福祉センターのほうから医療機関の情報を提供してくださいという文書も送ってるんです。ところが医療機関の協力も、本当はあればすぐ行くんだけど、１回もらったものを皆さんが送るのはなかなか大変だから、なかなか受診率が上がらないというとこもあると思います。私は、財政調整基金を利用して特定健診の受診率を上げていく、あるいは医療機関の協力を得ていくと。これ、いろんな市町村でやられてますから、いろいろ研究していただいて、特定健診を上げるというのは重症化を防ぐ上で大変皆さん努力されてることですから、そういう形で一度研究していただいたらと思います。

以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　私は、令和６年度、国民健康保険特別会計決算を認定しない立場で討論をいたします。

毎回申し上げてることですけれども、国民健康保険税は大変負担の重いものであります。よく70歳になると後期高齢者医療保険のほうへ加入されるとほっとするというぐらい非常に重たい保険税なんです。これについては、国のほうも、このままいくとどんどん国保加入者が減って、そのためにまた保険税を上げなければならないと。国保の構造的な悪循環と言われております。私は、全国知事会等も言ってるように、公費による負担がなければもたなくなってくるというふうに思いますので、引き続き、国保税の改善を求めるという立場から、よく決算で努力はされてるんですけど、根本的制度の問題で私は賛成できないところがあります。

とりわけ、子どもの均等割、これは本当に問題がある制度ですよ。今の子育て支援において、子どもを産めば産むほど、国保税がお子さんにかかって高くなる。社会保険の方は扶養家族として負担がないわけですから、これについてはちゃんと手当てするのが当然でありまして、こうした国保税の制度改革を求める立場から、決算には不認定といたします。

増田委員長　ほかに討論はありませんか。

柴田委員。

柴田委員　私は、認第２号、令和６年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の意義は、日本において全ての国民が必要な医療を公平に受けられるようにし、健康を守るために設けられた制度です。一方、課題として、高齢化による医療費増加、保険料負担の公平性や世代間のバランスなどがあります。そういった課題の解決のために、制度の見直しや財源の確保を考えていかなければなりませんが、公平な医療サービスの提供、医療費の負担軽減など、自営業や退職者などの方にとって大きな役割を果たしています。葛城市の被保険者がこれからも安心して医療サービスが受けられるよう、引き続きご尽力いただくことを要望して、私の賛成討論とします。

増田委員長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第２号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

増田委員長　起立多数であります。よって、認第２号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第７号、令和６年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長　市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

認第７号、令和６年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算についてご説明さ

せていただきます。

決算書の259ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額６億4,999万9,000円、歳出総額６億4,871万8,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに128万1,000円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。266ページをお願いいたします。１款総務費、１項総務管理費では283万7,777円の支出、２項徴収費では182万7,597円の支出でございます。２款後期高齢者医療広域連合納付金として６億4,399万858円、３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金では６万1,500円の支出でございます。歳出合計６億4,871万7,732円の支出でございます。

264ページに戻っていただきまして、収入でございます。１款後期高齢者医療保険料といたしまして４億9,903万1,850円の収入でございます。２款使用料及び手数料、１項手数料として２万8,200円、３款繰入金、１項他会計繰入金では１億4,933万3,982円の収入でございます。４款繰越金では123万200円、265ページをお願いいたします。５款諸収入では374万300円の収入でございます。

以上、歳入総額６億4,999万8,532円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長　ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　３点ほどお伺いします。264ページ、１款１項保険料収入４億9,900万余りですけれども、この保険料収入の推移についてお聞かせ願えないでしょうか。過去５年間程度、どのようにこの保険料が推移してきてるかと。国の様々な改定もありますので、その影響がどうかということを知りたいと思ってます。

次に、同じく264ページの１款１項２目１節、現年度分の普通徴収保険料の不納欠損額が600円となっております。これは過去にない不納欠損額、大変低いので、一体これどういう事情なのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、これはページ数ということではないんですけれども、葛城市の後期高齢者医療保険者の医療給付費の総額というのはここでは分からないので、これは組合のほうでやっておられて、総額でしかないので、葛城市の被保険者の医療給付総額というのは幾らぐらいになってるのか。できたらこれも経年変化、数年間どんな状態になってるか、お願いできないでしょうか。

増田委員長　増井課長。

増井保険課長　保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

まず１つ目の、後期高齢者の保険料収入の年の推移でございます。令和６年度は４億9,903万1,850円でございました。令和５年度は４億6,214万2,450円、６年度につきましては、後期高齢者医療の保険料率のほうが上がっておりますので、それとあと被保険者数が増えているというところで保険料収入が増えております。それから令和４年度ですけれども、令和

４年度が４億3,186万9,200円、令和３年度が３億9,019万8,651円、令和２年度が３億7,786万2,382円となっております。いずれも被保険者数の増によって保険料のほうは増えております。

それから、現年度の普通徴収の不納欠損となっていることについて説明をさせていただきます。この分なんですけれども、この分は事務上の処理の誤りがありまして、このようになっております。令和３年12月に亡くなられた方がおられまして、親族に手続にお越しいただくよう依頼していたんですけれども、お見えにならなかったんです。この方の保険料が年金からの特別徴収分でありましたので、国庫に返納いたしました。そのため一部納付不足が生じました。そのときに普通徴収とするべきところを特別徴収と賦課台帳のほうへの入力を誤りましたので、その誤りに気がついたのが６年の９月ということで、この時点で修正を行いました。６年９月に修正を行いましたので、令和６年度現年度分となってしまっているものでございます。６年度現年度分となっていますけれども、この欠損分は滞納繰越分に当たります。ですので、令和６年度の不納欠損の処分額は、その下にあります滞納繰越分と合わせまして30万5,400円でございます。

それから、最後の給付費についてでございます。医療保険者が負担してます８割なり９割の負担額ということで、令和６年度が54億9,871万4,000円、令和５年度が52億1,714万円、令和４年度が48億8,773万円、令和３年度が45億231万1,000円、令和２年度が43億1,275万8,000円、このような推移になっております。

以上です。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　ありがとうございます。保険料収入については、後期高齢者医療保険に加入する方々の人数が増えてるということと、それから、令和６年に改定もあって、今年度大きな増収となったということで、分かりました。

それから、不納欠損については事務上の誤りがあって、600円と非常に低いと思ったんですが、ある意味で修正すると30万何がしかの不納欠損ということで、分かりました。

あと、医療給付費の増額は、恐ろしい増額ですね。これは医療が高度化している。いろいろと薬剤費とかも、いろんな保険点数も上がってると思うんです。高度化して。そういうことが分かったので、ありがとうございます。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　私は、令和６年度後期高齢者医療保険特別会計決算に不認定の立場で討論いたします。

従来から申し上げておりますけれども、後期高齢者医療保険というのは、70歳以上の方々を全て１つの保険にまとめていくということで、従来は、高齢者の方については、被保険者として社会保険の、お子さんの扶養とかいうふうな形で見てもらわれた方もたくさんおられます。つまり、ある意味で会社がこういうことも、社会的に責任を負担してたという時代があったんです。ところが今は、後期高齢者、今、費用がすごく上がっていって、公費負担と被保険者負担、比率が決まってますから、医療費が上がれば、どんどん保険税も上げていかなければならないということになりますから、最終的に決着しようと思ったら、国費を投入するということを求めるようになるんだけど、私としては、社会全体、いろんな経済活動をやってる方々も含めて、広く負担していただかないと、高齢化社会はなかなかもたない時代になってきてるなということを感じますので、私自身は従来から、この制度そのものの在り方について批判的でありますので、その立場から決算不認定ということでさせていただきます。

以上です。

増田委員長　ほかに討論はありませんか。

松林委員。

松林委員　認７号、令和６年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

ご存じのように、高齢者の皆様にとって、病気やけがへの備えは非常に大切であります。後期高齢者医療保険は、そうした方が、万が一のときに安心して医療を受けられるようにするためのなくてはならない制度であります。今回の決算では、保険料の収入や医療費の支出が適切に管理され、制度が安定的に運営されていることが確認できました。これは高齢者の皆様が安心して暮らせる社会を支える上で非常に重要なことであります。これからも高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療保険の安定的な運営を強く期待し、認７号、令和６年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定に賛成いたします。

増田委員長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第７号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

増田委員長　起立多数であります。よって、認第７号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第５号、令和６年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長　市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

認第５号、令和６年度葛城市霊苑事業特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただ

きます。

決算書の237ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,010万4,000円、歳出総額930万4,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに80万円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。244ページをお願いいたします。１款霊苑事業費では631万9,910円の支出でございます。２款諸支出金、１項基金費、１目霊苑整備基金費では298万4,648円の支出でございます。３款予備費の支出はございません。

以上、歳出合計930万4,558円でございます。

戻っていただきまして、242ページをお願いいたします。歳入でございます。１款使用料及び手数料、１項管理料、１目霊苑管理料として274万8,900円、２項手数料、１目霊苑手数料として8,400円、３項使用料、１目霊苑使用料として252万円の収入でございます。２款財産収入といたしまして10万7,318円、３款繰入金といたしまして390万円、４款繰越金として前年度繰越金81万9,800円でございます。

以上、歳入合計1,010万4,418円でございます。

最後に245ページをお願いいたします。財産に関する調書で、霊苑整備基金の決算年度末現在高は２億5,678万2,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長　ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　１点だけお伺いします。

成果報告書の124ページに、公募内訳とか、返還も含めて、今の墓地の状況をきちっと書いていただいてるんですが、返還数が19と、公募数は６となってるんですけれども、この５年間の返還数や、公募で実際に霊苑を購入された方、この推移がどうなってるかお聞きしたいんです。よろしいでしょうか。

増田委員長　吉田課長。

吉田環境課長　環境課の吉田でございます。よろしくお願いします。

まず、墓地の返還数の５年間の推移についてでございますが、ただいまのお話のとおり、令和６年度が19件、令和５年度が26件、令和４年度が26件、令和３年度が24件、令和２年度13件となっておりまして、年にばらつきはありますが、令和６年度は、５年度と４年度に比較して返還数は減っております。

墓地の公募数の５年間の推移につきましては、令和６年度が６件、令和５年度が９件、令和４年度が３件、令和３年度が６件、令和２年度６件となっておりまして、年により多少ばらつきがありますが、平均で年間６件で推移をしております。

以上でございます。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　ありがとうございます。墓地については、住民の皆さんのいろんな意識の変化もありまして、高齢化が進んでることもあって、返還する方が増えてきております。逆に公募もあるんですけど、若干その数が追いつかないということで、今そういう状況になってるということは分かりました。ありがとうございます。意見として言えば、やっぱりいろんな工夫が今後、霊苑事業では必要なのかなと。合葬墳墓とか合同墓とかやっておられるとこもありますし、樹木葬その他いろんなところで民間のほうもされてたり、旧来の墓地の形態がどうかということも含めて、霊苑全体を維持していかなきゃあかんので、それなりに住民の方のニーズに沿ったような霊苑の開発も要るのかなと思いますので、これは一言ご意見申し上げておきます。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第５号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田委員長　ご異議なしと認めます。よって、認第５号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第10号、令和６年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長　市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

認第10号、令和６年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計決算の認定についてご説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお願いいたします。この回収管理組合は、令和７年３月31日をもって解散をしております。令和７年２月１日に組合構成市町村に債権が移管をされております。なぜ今回、葛城市議会で組合の決算承認をする理由でございますが、組合の解散に当たり協議書が定められており、その中に、市町村特別会計に係る決算については、当該市町村の監査委員の審議に付し、その意見をつけて当該市町村議会の認定に付するものとすると定められていることから、認定をお願いするものでございます。

本決算は、令和６年４月から令和７年１月末までの収入、支出となっております。歳入歳出額はともに同額の14万5,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長　ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田委員長　ご異議なしと認めます。よって、認第10号は認定することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。なお、14時25分再開とさせていただきます。

休　憩　午後２時１４分

再　開　午後２時２５分

増田委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認第３号、令和６年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長　保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第３号、令和６年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明を申し上げます。

決算書の193ページをお願いいたします。保険事業勘定の実質収支に関する調書でございます。歳入総額33億7,852万6,000円、歳出総額33億5,973万5,000円、歳入歳出差引額、実質収支とも1,879万1,000円でございます。

次に、197ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書でございます。歳入総額3,359万9,000円、歳出総額3,359万9,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに０でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明を申し上げます。208ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。１款総務費、１項総務管理費では310万2,831円の支出、２項徴収費では172万4,939円の支出、３項介護認定審査会費では3,909万81円の支出でございます。

続きまして、209ページ、２款保険給付費、１項給付諸費、１目介護サービス等諸費では、備考欄の内訳どおり、合計28億665万5,633円の支出、２目介護予防サービス等諸費では、同じく備考欄の内訳どおり、合計8,895万4,837円の支出でございます。

210ページをお願いいたします。２項その他諸費では338万1,601円の支出、３項高額介護サービス等費では9,382万471円の支出、４項特定入所者介護サービス等費では9,014万254円の支出でございます。

次に、３款地域支援事業費、１項介護予防・生活支援サービス事業費では7,279万8,442円の支出でございます。

続きまして、211ページ下段をお願いいたします。２項一般介護予防事業費では4,350万7,538円の支出でございます。

続きまして、213ページ、３項包括的支援事業・任意事業費では4,091万8,567円の支出でございます。

続きまして、216ページをお願いいたします。４款基金積立金、１項基金費では4,664万9,304円の支出でございます。５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金では2,899万671円の支出。

次に、217ページ、６款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額34億6,514万4,000円に対しまして、支出済額33億5,973万5,169円、不用額１億540万8,831円でございます。

次に、戻っていただきまして、202ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。まず、１款保険料、１項介護保険料では７億1,528万5,970円の収入、２款使用料及び手数料、１項手数料では２万5,100円の収入、３款国庫支出金、１項国庫負担金では５億4,283万3,300円の収入、２項国庫補助金では１億6,422万5,460円の収入でございます。

続きまして、203ページです。４款１項支払基金交付金では８億7,621万8,400円の収入、続きまして、204ページをお願いいたします。５款県支出金、１項県負担金では４億8,085万1,273円の収入、２項県補助金では2,550万2,875円の収入でございます。

続きまして、205ページ、６款財産収入、１項財産運用収入では12万6,371円の収入、７款繰入金、１項一般会計繰入金では４億8,806万8,115円の収入、206ページをお願いいたします。２項基金繰入金は3,675万8,617円の収入でございます。８款１項繰越金では4,845万335円の収入、９款諸収入では17万9,921円の収入でございます。

207ページをお願いいたします。収入合計、予算現額34億6,514万4,000円に対しまして、調定額33億9,500万8,328円、収入済額33億7,852万5,737円、不納欠損額474万980円、収入未済額1,174万1,611円でございます。

続きまして、218ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。介護給付費準備金では、前年度末で現在高４億3,413万円、決算年度中増減高989万1,000円の増で、決算年度末現在高は４億4,402万1,000円でございます。

次に、220ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では135万8,088円の支出でございます。２款サー

ビス事業費、１項１目介護予防支援事業費では3,224万945円の支出でございます。

歳出合計、予算現額4,250万円に対しまして、支出済額3,359万9,033円、不用額890万967円でございます。

戻っていただきまして、219ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入でございます。１款サービス収入、１項１目介護予防サービス費収入では1,809万5,894円の収入でございます。２款繰入金、１項１目一般会計繰入金では1,550万3,139円の収入でございます。

介護サービス事業勘定の歳入合計、予算現額4,250万円に対しまして、調定額、収入済額とも3,359万9,033円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査よろしくお願いいたします。

増田委員長　ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　２点に絞って質問させていただきます。

ページ数は202ページ、１款１項１目介護保険料であります。71億5,200万円余りということになりますけれども、これは令和６年度から第９期介護保険計画ということで、基本月額、これが定められて、更には所得段階がそれまでの10段階から13段階でしたか、上へ伸ばしてまいりました。この所得段階の上限引上げ等によるこの保険税、人数が増えたから増えてるいうのはあると思うんですが、いわゆる上限引上げに伴う収入の変化はどのようなものになったか、教えてください。

増田委員長　田中課長。

田中介護保険課長　介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

第９期計画期間、令和６年度から８年度の保険料の所得段階について、国は、低所得者の保険料の負担軽減と負担能力に応じた応能負担の観点から13段階を示したため、当市においても10段階から13段階に見直しました。この見直しにより、１段階から３段階までの低所得の負担割合は下がり、保険料負担は軽減しました。第８期の10段階の方は、第９期では10から13段階になり、負担割合は上がりましたが、介護給付費準備基金を取り崩して活用することで保険料基準額を引き下げ、第１号被保険者全体の保険料負担を抑え、10から13段階の方の保険料負担の増加も緩やかにすることができました。

以上でございます。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　よく分かりました。

次、２つ目の質問なんですけども、206ページの７款２項１目１節で介護給付費準備基金繰入金3,600万余りですけど、これ予算額が１億100万となってるんですが、実際、準備基金に入れる決算額が3,600万余りと大きく食い違ってます。この理由についてお聞かせください。

増田委員長　田中課長。

田中介護保険課長　介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

介護給付費準備基金につきましては、計画では１億円の取崩しを見込んでおりましたが、保険給付費の執行率が対計画値97.9％、地域支援事業の執行率が85.9％となり、合計執行率は97.8％でしたので、基金取崩し額は計算上9,780万円となります。また、未執行のため不用となった保険料相当額は約2,026万8,000円です。歳入では、保険料収入が対計画値104.8％となり、約3,248万5,000円超過し、調整交付金が対計画値の107.9％交付されたため、約827万円増加したこと等で約6,103万7,000円の基金取崩しが不要となり、結果的に取崩し額は3,675万8,617円となっております。

以上でございます。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　取崩し額が少なくなってよかったということだろうと思います。意見ですけれども、第９期におきましては、先ほどおっしゃいましたように、所得段階を引き上げて低所得者等介護保険料を下げたと。10段階の上の方々についても、第９期では基本月額を下げましたので、緩やかになったということで、これは本当に努力していただいて、私も予算については賛成いたしましたし、決算でも、先ほど言いましたように、繰入金についても非常によくやっていただいてると評価したいと思います。ありがとうございます。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第３号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田委員長　ご異議なしと認めます。よって、認第３号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第６号、令和６年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長　保健福祉部の中井でございます。

続きまして、認第６号、令和６年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明を申し上げます。

決算書249ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額

1,614万2,000円、歳出総額1,614万2,000円でございます。歳入歳出差引額、実質収支ともに０でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明を申し上げます。255ページをお願いいたします。歳出でございます。１款総務費、１項総務管理費、１目介護認定審査会一般管理費では983万983円の支出、２項審査会費、１目介護認定審査会費では、審査会委員の報酬等566万7,105円の支出でございます。２目市町村審査会費では64万3,430円の支出でございます。

続きまして、256ページをお願いいたします。歳出合計、予算現額1,830万円に対しまして、支出済額1,614万1,518円、不用額215万8,482円でございます。

戻っていただきまして、254ページをお願いいたします。歳入でございます。１款分担金及び負担金、１項負担金、１目介護認定審査会共同設置負担金では738万6,918円の収入、２目市町村審査会共同設置負担金では26万3,163円の収入でございます。

２款繰入金、１項繰入金、１目介護保険特別会計繰入金では811万1,170円の収入、２目一般会計繰入金では38万267円の収入でございます。

収入合計、予算現額1,830万円に対しまして、調定額、収入済額とも1,614万1,518円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査よろしくお願いいたします。

増田委員長　ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第６号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田委員長　ご異議なしと認めます。よって、認第６号は認定することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えを行いますが、休憩は省かしていただいて、集まり次第にさせていただきます。

（理事者入替え）

増田委員長　次に、認第４号、令和６年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

勝眞教育部長。

勝眞教育部長　教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました認第４号、令和６年度葛城市学校給食特別会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書225ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額４億6,394万6,000円、歳出総額４億6,365万9,000円、歳入歳出差引額は28万7,000円、実質収支額は同額の28万7,000円でございます。

次に、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。232ページをお願いいたします。歳出でございます。１款教育費、１項学校給食費、１目学校給食総務費の歳出総額は2,929万4,278円でございます。

233ページに移りまして、２目学校給食管理費では、歳出総額が４億3,436万5,007円でございます。

歳出合計といたしましては４億6,365万9,285円でございます。

次に、230ページをお願いいたします。歳入でございます。１款分担金及び負担金につきましては、１億7,196万6,920円の収入でございます。２款国庫支出金では27万4,000円の収入でございます。３款繰入金で２億9,140万円の収入でございます。４款繰越金につきましては、26万4,250円でございます。５款諸収入でございます。４万1,160円の収入でございます。

歳入合計といたしましては、４億6,394万6,330円でございます。

最後に、234ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。令和６年度中の増減はございません。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

増田委員長　ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員　学校給食センターのほうで、私、何回か以前にお聞きしたことあると思うんですけども、学校給食センターですから、学校給食のための調理施設というふうには考えてますけど、よく言われる、災害時等、学校給食センターが災害のときに、役目というのをそちらに切り替えて機能しているというのが全国的な事例で見られています。令和６年度におきましても、事前の予備的な避難というのもあったわけですけども、そういうところで学校給食センター、私は聞き及んでませんけど、まず、そういう事態、何か避難された方へ給食を学校給食センターが作ったとか、いや、違う形で持っていったとか、そういうことがあったのかどうか。あったという事実は確認はしてませんけど、あったのかどうかというのを教えていただきたいのと、それと、もし、本当に、これは副市長か市長にお聞きしたいですけど、大きな災害が起きて、食料供給という場面で、学校給食というものがそこに寄与するという予定をされているのかどうか。この辺の見解というのを聞いておきたいと思います。

増田委員長　油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　学校教育課、学校給食センターの油谷です。

災害時における学校給食センターの活用につきましては、学校給食センターから災害時に提供したということはございません。

以上です。

増田委員長　勝眞部長。

勝眞教育部長　実績等は今年度についてもございませんでしたけれども、災害時、有事の際には、災害時の職員の初期対応というところのマニュアルにも掲載させていただいておりますけれども、食糧班という形で給食センターのほうは担っております。有事の際には、そういう形で連携をとって動くということになっております。

以上でございます。

増田委員長　藤井本委員。

藤井本委員　ごめんなさい。きちっと聞いておきたいんですけど、何にそれが明記されてて、どういう規定になってるのかという、もうちゃんとできてんねんと、用意はできてんのというのであればもう何も質問することないんですけども、今までにないし、やらなあかんことやし、今おっしゃったように、そこに書かれていると。それって一体何なのか、お示しください。

増田委員長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　職員の災害対応マニュアルというのがございまして、そこには、例えば現場を見に行く、行動する班、事業部局がそこを担っていたりとか、いろいろ班別に分かれているものがあるんですけれども、給食センターにつきましては食糧班ということで、そういう分担がございますので、有事の際には、そういう割当てされた各部がそれぞれ動くという体制はしっかり整っているというふうなことでございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員　不用額で本決算とこでもお聞きして、ここでというお話やったんで、見込みより物価が高くならなかったというお話なんですけど、今どういう現状なのかというご説明と、給食費の料金上げとか下げとかはない、ちょっとあったって言ったかな。何かその辺の説明と、あと、歳入に関するかどうか分かんないですけども、最近、過去の給食費の未納の分とかって結構委員会で話し合ったりしてたんですけど、その後の動向といいますか、結果といいますか、前のままなのか、結構進んでるんか。その辺お聞かせ願いたいと思います。これって、徴収できたら入のどこに入るのかなって、その辺も教えていただきたいです。

増田委員長　油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

先ほどの不用額の要因のほうから。学校給食総務費につきましては、学校給食運営委員会の委員報酬で、運営委員の欠席者の分の報酬費で32万1,000円が不用となっております。それとあと、学校給食管理費におきましては、需用費の光熱水費につきまして、198万771円が不用額となっております。こちらのほうは、ガス代の重量単価が当初見込んでいました額を下回ったために不用額が生じたものでございます。

次に学校給食管理費で、原材料費で854万2,238円の不用額が出ております。こちらのほう

は、食料品価格の物価高騰により、昨年12月に補正を行いました。12月以降の米穀単価の値上がり分と、牛乳単価の当初予算からの値上がり分につきまして補正予算を計上いたしましたが、副食費において見込みほど値上がりしなかったため、こちらのほうに不用額が出ております。

次に、収入のほうで、学校給食費の旧来からの分につきまして、こちらのほう、歳入といたしまして、入金となりましたら、１款１項の分担金及び負担金の教育費負担金、学校給食負担金の過年度分というところに、６年度でしたら、５年度以前の分が徴収された分はこちらのほうに収入として計上されます。こちらのほうが23万9,550円となっております。こちらのほうにつきましては、過年度分につきましては、学校給食センターのほうから直接保護者のほうに、未納のあったところに戸別訪問とかいたしまして、あと納付の誓約とかいただいた分で納めていただいた分がこの額になります。６年度につきましては、過年度分については若干未納額が減っている状況ではございます。

以上です。

増田委員長　杉本委員。

杉本委員　食料品に関しては、思ってるより上がらんかったというだけのお話でよろしいんですかね。徴収の件は、結局、多分近々の方々ですよね。だいぶ昔の方もおられるのか。その辺を。前、委員会とかでやったときは、結構昔の方からのやつがあって、どうすんのというお話をやっとったと思うんですよね。分からないですよ、これ。去年、おととしの方が持ってこられたんか、昔の方、今、全体幾らあって、結構減っていってるのかどうかというのをお聞きしたいんですよね。

増田委員長　油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　令和６年度の過年度分の収納状況について申し上げます。調定額が300万2,165円に対しまして、収入額が23万9,550円で、未納額は276万2,615円、こちらのほうの収納率が7.98％となっております。納付額の内訳といたしましては、平成22年度分が3,000円、平成26年度分が３万2,250円、平成27年度分が２万円、平成29年度分が8,000円、令和２年度分が３万9,000円、令和３年度分が５万4,600円、令和４年度分が2,500円、令和５年度分が７万9,300円となっております。こちらの令和６年度の過年度分につきましては、令和５年分以前の分の収入でございます。こちらのほうができましたので、令和６年度の過年度分といたしましては、未納額が減ってる状況でございます。

以上です。

増田委員長　これ、今言ってもらった３万円、２万円、8,000円、３万9,000円、言っていただきましたけど、足し算したら先ほどの二百数十万になるということなんでしょうか。なかなか私の足し算ではそこまで及ばないように思うんですけれども、再度説明をお願い申し上げます。

油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　給食センターの油谷です。

過年度の分が、６年度の末での未納額が276万2,615円となっております。ですので、当初の300万2,165円から減ってる状況でございます。

以上です。

増田委員長　それは分かったんですよ。先ほど年度別に金額言っていただきましたけども、２万、３万とかの足し算で270万まで行くように、報告の数字では分からない。もっと前、先ほど報告いただいたよりずっと前の分も含めて270万たまってるということですかね。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　先ほど申し上げましたのは収入額、６年度中に……。

増田委員長　年度ごとに回収したのがそんだけで。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　はい、そうです。回収した金額の合計が23万9,550円となっています。

以上です。

増田委員長　減ってるんですかね。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　はい。

増田委員長　杉本委員。

杉本委員　あと290万ぐらいあるというお話なんですけど、それをどうされるのかと。質問できないかな。

増田委員長　いや、いいですよ。

杉本委員　委員会でもいろいろ取り上げて、減ってるのは減ってると思うんですけど、結構前の方も払われてるんですね、今のお話やったら。努力はされてると思うんですけども、その後ですよね。10分の１ぐらいの回収なんですよね。あと290万の考え方といいますか、どうされるのか。今まで同じようにやってたら同じような結果になると思うんですけども、不納欠損できひんしね、これは。どうされるのかなって。払われへんというか、致し方ない分は目つぶったとしても、どうすんのかというのが僕気になってる。ずっとある話なんでね。その辺のお考え、どうなんですかね。

増田委員長　油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　こちらのほうは、過去に未納があった保護者に対しましては、就学援助金の制度を利用することで就学援助費の対象となり、現年のほうの納付ができるようになった例もございます。ただ、制度を利用しなければならない状況であるため、過去の分まではなかなか支払う余裕がないというふうなところで、なかなかこの額が大幅に減らないというようなところでありますが、なるべく、現年分の積み上げを少なくしたいとは思っています。不納欠損につきましても、何らかの方法を検討していきたいとは思っております。

増田委員長　椿本教育長。

椿本教育長　不納欠損が、令和６年度からは公会計化させていただいて集めさせていただいてるんですけど、令和５年度以前の分については、各学校のほうで徴収させていただいておりました。今、所長から答弁ありましたように、平成22年度の分も令和６年度決算のときには払っていただけたという、これは、今、給食センターのほうでも、未納の方に直接連絡をさせていただいて、お支払いいただいてるところが今の二十数万の金額になります。ただ、これを、法的にはどのような解消方法があるのかということも含めて、今、検討はさせていただいてる

んですけど、今の段階としては、それぞれのご家庭に小まめに連絡をして、お支払いいただけるところを過去に遡ってお支払いをしていただいてるというのが現状でございます。またしっかり検討して、どのような徴収方法できるのかということも考えてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

増田委員長　杉本委員。

杉本委員　僕、思っとったんは、なかったことというか、もう忘れたはる人いっぱいおるんかなと思いながら、いろいろお話聞かせてもうて、その方目がけてやっていただいてるってことですね。それを聞いて安心しました。もうなかったことというか、昔過ぎるじゃないですか、今の話だったら。それやったら、その方にも今連絡してるから今こういう結果ができまして、減っていってると。またほかの方法も考えていただけると。それはもうよろしくお願いしますとしか言えないんで、よろしくお願いしときます。

以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　関連になりますけれども、先ほど来ある、学校給食費の公会計化ということで、これは奥本議長が厚生文教常任委員会の委員長の頃から、学校の現場の負担も減らせるということと、回収率が上がるというふうなことも含めて公会計化をやったわけですけど、これは結果として評価できるというふうに判断されてるのかどうか。今回が初めての決算だろうと思いますので、公会計化の効果がどうだったかということについてお話ししていただけたらと思います。学校現場は助かったと思いますけどね。徴収の件についても、先ほど来見たら、若干成果が上がってるのかなと思いましたから、そこら辺について担当課としてどう考えておられるのか。成果についてお伺いしたいと思います。

それから、もう１個続けていいですかね。これで切りましょうか。

増田委員長　いや、聞いてください。

谷原副委員長　230ページ、２款１項１目１節の学校給食費補助金、地場産物使用促進事業補助金27万4,000円とあるんですね。地場産物として食材を使った場合に補助金がついているようですけれども、この内容についてお聞きしたいんです。例えば食材について、お米とか野菜とか、いろいろあろうかと思うんです。食材内容とか、あとはどの程度補助金がつくのか。お願いします。

それから233ページの１款１項２目13節、先ほどから出てる、学校の給食の食材費なんですけども、物価高騰については、令和６年度、見込んだほどはなかったということなので、当初の予算の中で収まったということでの理解でいいのか。これ、確認です。もう一回、すいません。

増田委員長　油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

ただいまの質問の中の１点目の、令和６年度からの学校給食負担金の公会計化につきまし

てです。給食センターのほうで学校給食負担金のほうを、額の決定から納付までをこちらのほうですることになりまして、５年度から準備をしまして、６年度から実施いたしました。こちらのほうの結果としましては、徴収率のほうが若干落ちたというふうな、下がってしまったというふうな現状はあります。令和６年度と令和５年度の比較なんですけども、現年分について、令和５年度は徴収率が99.87％で未納者は16人、令和６年度は徴収率99.49％となっておりまして、こちらのほう率が下がっております。未納額のほうも、５年度が19万5,025円に対しまして87万6,600円と、現年分については未納額が増えてしまっております。こちらにつきましては、給食センターのほうから督促なり催告書を出すなりしまして、あと直接保護者の方に電話を入れるであるとか、直接訪問するというふうな方法をとらせていただきまして、回収のほうに今も努めている状況でございます。

　効果といいますか、学校現場の負担は確かに低くなって、先生につきましては、学校教育について専念していただける環境のほうはつくれていると思います。給食センターにつきましても、収納に力を入れまして、学校教育課全体と、あと学校のほうにも若干協力いただきまして、こちらのほうの回収に努めたいと思っております。

　続きまして、２点目の、学校給食の国庫補助金の件です。こちらにつきましては、名称としましては、学校給食補助金の地場産物使用促進事業補助金でございまして、こちらのほうは、学校給食として提供する場合の食材であるとか、原材料費のほうは対象にはなりません。対象にはならないんです。これはどんなものが対象になるのかといいますと、葛城市では、地場産物の活用、地産地消率を上げるため、補助金を活用して会計年度任用職員、地産地消コーディネーターを採用いたしまして、地元生産者や道の駅と給食センターとの調整のほうに取り組んでいます。給食センターと生産者側をつなぐ仕組みを担うコーディネーターの配置に必要となる費用に利用しております。ですので、こちらのほうは会計年度任用職員さんの報酬の部分となっております。

　あと３点目の、物価高騰分につきましては、学校給食の原材料費は、学校給食の保護者からの負担金を充てていますが、令和６年度は、国庫補助とかの利用がなく、不足分は一般会計の繰入金を充てております。こちらのほうは、学校給食の品質や量を落とすことなく学校給食を実施、提供するために、給食の食材は基本的に見積り合わせを実施することによりまして、一円でも安く購入できるよう努めています。また、納品業者においても、葛城市の分とほか市町村の分をまとめて一度に数量を確保することによりまして、配送のコスト等を抑える工夫をしていただいております。

　以上です。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　公会計化による変化ということで当初予想はされていましたけど、学校の先生方が徴収すれば比較的高い徴収率になるんだろうと思うんですが、だけど、そんなに落ちてると私は思いませんので、学校の先生方の負担は低くなって、なおかつ、高い徴収率になってると思います。もちろん未納者が多いということで努力されていると思いますが、引き続きよろしくお願いします。

それから、地場産物として補助金がついてるのは、食材ではなくて、地産地消コーディネーターということで、これは大変重要な役割を担っている人なんですが、どの程度成果が上がってるかというのは、今回は聞きませんけれども、そういうことであることが分かりました。どの程度、地場産品を集めるために、これはもう今日は結構ですので、通告も出しておりませんので。

それから、物価高騰分の吸収は一般会計からも行われてるということなんですね。だから、これ、僕、お聞きしたいのは、いろんなやり方がありますわね。要は、全部給食費で何とかやっていくという方法。いやいや、それじゃあ非常に貧相になるから、一般会計から出しましょうというのもあります。あるいは献立を変えるとか、食材を変えるとか、いろんなことがあるんだろうと思うんですが、一般会計からの繰入れというのはどういう基準で行われるかなんですよ。これ、保育所はやってないんですよ。保育所の園児にはね。小学生ぐらいになると文句言いますから、親御さんに、家帰って。そこからＰＴＡのほうからも話も出てきてる。保育所の園児はあんまり文句言わないのか、この間の決算特別委員会でも保育所の給食費について聞きましたけど、一般会計からは入れてないということでしたので、ここら辺が学校給食の場合、どういう基準で一般会計からどれぐらい入れるということがどう判断されているのか、お聞きしたいんです。

増田委員長　勝眞部長。

勝眞教育部長　教育部の勝眞でございます。

基準と申しますか、幼稚園、小学校、中学校におきましては、給食費というのを条例のほうで葛城市も定めさせていただいております。その分をもってしても、少し物価高騰もあります。やはり年々上がってきてるというのもありますけれども、その分で補えない分につきましては、保護者の皆様の負担を軽減するというところで、一般会計のほうから繰入れをしていただきまして、原材料費のほうに回させていただくというところで賄わさせていただいているという状況でございます。例えばこの基準を超えたらというのではなくて、給食費を基準といたしまして、原材料費のほうが不足する場合には、一般会計のほうから繰入れをしていただいてるという状況でございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　ありがとうございます。それは非常にお子さんにとっても、ご家庭にとってもありがたいことだと思いますが、当初の献立を基本的に守っていって食材費の高騰分を吸収してるのかなということだろうと思います。分かりました。ありがとうございます。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員　先ほどの答弁の中の材料のことなんですけど、見積り合わせして、葛城市産とそれからほかのところから来てるものを合わせてというか、仕入れていらっしゃるということなんですけど、原材料費がありますよね。２億5,775万3,762円の中で、分かればなんですけど、葛城市産に使われている金額というのは分かりますでしょうか。

増田委員長　油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

先ほどのご質問で、お米のほうは、令和６年度につきましては葛城市産のお米を提供しているわけなんですけども、あと、野菜といたしまして、年間の購入金額が、葛城市産の分で453万8,110円となっております。よろしくお願いします。

増田委員長　柴田委員。

柴田委員　一緒に入ってくるけれども、ちゃんと計算していらっしゃるということで理解してるんですけど、453万8,110円なんですが、私も前も一般質問でも言わせてもらったように、地域の経済循環を促進するために、やっぱりこの辺りも増やしていただきたいなということで、先ほどの地産地消コーディネーターの方に頑張っていただいて、農業をされてる方ともお話をしっかりしていただいて、できたら、それこそ、地場産のものをもっと多く入れていただきたいなというのは要望で出しておきますが、お米なんですけれども、令和６年度は多分よかったのかなと思うんですけど、今年度、米不足があったんですが、葛城市産で全部賄えたのかどうか。その辺りをお聞きしたいです。

増田委員長　油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　７年度の学校給食の米穀についてなんですけども、学校給食会のほうから仕入れてる分についてなんですけども、こちらのほうが、９月分までは葛城市産のお米で納入していただいております。それとあと、10月分につきましては、葛城市産の分が不足するというふうなことを伺っておりまして、奈良県産のブレンド米というふうに聞いております。６年度については全部葛城市産で来てます。６年度産につきましては、２等米での購入であるんで、歩留りの率がありまして、見込んでた玄米の量よりも精米したときに量が少なくなってというふうなところをお話聞いております。よろしくお願いします。

増田委員長　柴田委員。

柴田委員　分かりました。やっぱり米の高騰とかもありますし、これからも結構大変、米を葛城市産だけのみを使うということはなかなか難しくなってくるのかなというふうには思っているんですけれども、やっぱり収穫率とかも、私も詳しくないですけれども、減少したりとかするので、そのあたりの確保をしっかりしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

増田委員長　ちなみに、お米については、７トンでしたっけ。年間、１年分のストックを学校給食会に申し込まれて、１年分をストックしていただいてるということで、随時購入じゃないということですか。

油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

先ほどのお米の確保なんですけども、お米の需要量というのを給食会のほうで見込みの集計をとられて、学校給食会のほうで、奈良県内３つで確保していただいてるということです。葛城市については葛城市産の分を確保していただいております。

それとあと、学校給食会以外、従来の大阪の業者さんから入れてもらってる分も、農協のほうで需要が見込まれる数量を確保していただいております。それで新米が出るまでの数量を確保していただいております。

以上です。

増田委員長　関連。

奥本議長。

奥本議長　確認ですけど、八尾の業者さんに持っていったときに、学校給食会を通さないという、パールライスさんに直で交渉したはずなんです。それがもう今、学校給食会に戻ってるということですか。よく分からない、その辺が。

増田委員長　油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　今、米穀の納品いただいてる業者さん、炊いて納品していただいてる業者さんが２つありまして、あけぼのさんの分につきましては、学校給食会を通してのお米の購入になります。あと、従来のからここカンパニーさんのほうから納入していただいてる分は、農協と葛城市で数量を確認して、その分を確保していただいています。農協から、からここカンパニーのほうに納めていただいてるような形です。お願いします。

増田委員長　奥本議長。

奥本議長　リスク分散で調理事業者を分けるというのは聞いてましたけども、原料のほうは葛城市が確保してたんじゃないんですかね。市内事業者さんのところにはもう給食会を通してと。そうなってくると、もともとの話が変わってくると思うんですよ。葛城市産のお米を確保して提供するというところがベースやったと思うんですけども、そこが変わったんですか。私の認識が違うんかな。そういうふうに思ってたんですけど。だから事業者はリスク分散で分けました。でも、原料供給は葛城市産米を提供するために１か所から出してるという認識だったんですけども。

増田委員長　森本課長。

森本学校教育課長　学校教育課、森本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問の分で、まずは地元の農協さんのところに１年間の分の必要数量をまずは確保していただいてます。その中から大阪の業者さんに行ったり、学校給食会に回る形になっておりますので、まずは市内の農協さんのほうで１年間の分を確保していただいてる状況は、認識と変わりない状況でございます。

以上です。

増田委員長　奥本議長。

奥本議長　質問できないんですけど、となってくると、令和６年度決算はこれでいいんですよ。葛城市産米の確保ができてるんで。さっきちらっと令和７年度の話されて、10月から変わってくるということでしたが、となると、葛城市産米を確保できなかったというか、生産量が減ってしまったという認識でいいんですかねってなりますよね、そうなってくると。よう分からんけど。

増田委員長　先ほどの説明の中では、令和６年産の米が非常に品質が悪くて二等判定やったと。二等判定というのは、砕ける米が混ざる率が高いんで、歩留りが悪くなった分、１年間の米が不足してきたと、こういう説明であったかと思います。先ほどのお話は、葛城市産のお米を確保したけども、各米飯業者の取引卸が異なるんで、奈良県農協からそれぞれの卸を通じて各

米飯業者に注文したと、こういう流れでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

横井委員。

横井委員　非常に基礎的なことをお聞きしたいのですが、学校給食センターというところは、消防法でいう防火管理者とか、労働安全衛生法でいう安全管理者とか、衛生管理者とかいうのを設置している……。

増田委員長　決算上の質問でよろしくお願い申し上げておきます。決算審議でございますので、申し訳ございません。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第４号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田委員長　ご異議なしと認めます。よって、認第４号は認定することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。なお、15時40分再開でお願いを申し上げます。

休　憩　午後３時２７分

再　開　午後３時３９分

増田委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認第８号、令和６年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長　上下水道部の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました認第８号、令和６年度葛城市水道事業会計決算につきましてご説明申し上げます。

決算書１ページをお開きください。水道事業決算報告書でございます。記載の金額は税込み金額となっております。まず、収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益予算額合計８億1,391万円に対し、決算額は７億8,716万2,596円で、2,674万7,404円の減となりました。執行率は96.71％でございます。支出では、水道事業費用予算額合計８億1,468万8,000円に

対し、決算額は７億8,209万9,864円で、3,258万8,136円が不用額となりました。執行率は96％でございます。

続いて２ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入では、資本的収入予算額合計1,224万円に対し、決算額は699万3,702円で、524万6,298円の減となりました。執行率は57.14％でございます。支出では、地方公営企業法第26条の規定による繰越額を含めた資本的支出予算額合計４億7,882万9,000円に対し、決算額は４億5,225万9,020円で、2,656万9,980円が不用額となりました。執行率は94.45％でございます。

次に、ページ飛びまして、16ページをお願いいたします。水道事業報告書でございます。まず、１、概況、１、総括事項の営業についてでございます。令和６年度末の給水戸数は前年度より24戸増の１万5,415戸で、給水人口は92人減の３万7,720人となりました。年間有収水量は前年度より４万2,000立方メートル減の430万6,000立方メートルで、有収率は94.94％となりました。なお、１日平均配水量は１万2,428立方メートルで、ピーク時には１日最大１万3,759立方メートルを配水いたしました。

続いて17ページに移りまして、建設改良についてでございます。令和６年度は、新庄浄水場浄水処理設備修繕工事、兵家浄水場緩速ろ過池更生工事等を実施し、前年度に引き続き、老朽化に伴う配水管布設替工事を施工いたしました。なお、主要建設工事の内容を20ページに記載しております。

続いて、経理についてでございます。収益的収支につきましては、税抜き金額で水道事業収益７億1,327万4,006円に対し、水道事業費用は７億4,614万7,845円で、3,287万3,839円の当年度純損失となりました。また、資本的収支につきましては、こちらは税込み金額で収入額699万3,702円に対し、支出額は４億5,225万9,020円で、資本的収支の不足額４億4,526万5,318円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,741万3,069円、当年度損益勘定留保資金１億3,021万2,725円、建設改良積立金２億7,763万9,524円で補てんいたしました。

続いて、18ページに移りまして、２、経営指標に関する事項についてでございます。令和６年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、人件費、減価償却費、受水費、委託料等の費用が増加し、給水収益が減少したことにより、前年度比8.57ポイント減の95.59％となり、健全経営の水準とされる100％を下回っています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比11.4ポイント減の88.75％となり、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100％を下回っております。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.32ポイント増の55.04％となりましたが、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比0.9ポイント減の4.19％、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度比0.01ポイント増の0.89％にとどまっております。これは法定耐用年数を経過した管路の更新を優先して実施しているもので、その更新が施設全体の老朽化に追いついていないためであり、今後は、現在の経営状況の改善に努めつつ、計画的に施設の更新を進めていく必要があります。

次に、損益計算書につきましてご説明を申し上げますので、４ページにお戻りください。

営業収益は５億8,641万4,715円、２、営業費用は７億4,470万8,075円で、１億5,829万3,360円の営業損失となりました。

５ページに移りまして、３、営業外収益は１億2,685万9,291円、４、営業外費用は143万9,770円で、営業外収益と営業外費用の差額は１億2,541万9,521円となり、先ほどの営業損失にこの額を加えた額3,287万3,839円の経常損失となりました。６、特別損失は計上しておりませんので、当年度純損失は3,287万3,839円となり、前年度繰越利益剰余金16億6,963万4,641円を加えた当年度未処理分利益剰余金は16億3,676万802円となりました。

ただいまの損益計算書の内訳につきまして、収益費用明細書でご説明申し上げますので、ページ進みまして、24ページをお開き願います。この明細書の金額につきましては、税抜き金額でございます。まず収入の部でございますが、１款水道事業収益は７億1,327万4,006円でございます。１項営業収益は５億8,641万4,715円で、１目給水収益は５億5,214万5,764円で、備考欄記載のとおり、供給単価は128円21銭となりました。３目その他営業収益は3,426万8,951円でございます。２項営業外収益は１億2,685万9,291円で、１目受取利息及び配当金は97万5,256円、３目長期前受金戻入は１億1,817万2,938円、４目雑収益は771万1,097円でございます。

続いて、25ページからの支出の部でございます。１款水道事業費用は７億4,614万7,845円で、備考欄記載のとおり、給水原価は144円46銭となりました。なお、23ページに給水原価表を記載しております。

続いて、１款水道事業費用は７億4,614万7,845円で、備考欄記載のとおり、給水原価は144円46銭となりました。

次に、１項営業費用は７億4,470万8,075円で、その内訳といたしまして、１目原水及び浄水費では３億1,143万9,827円の支出で、職員１名の人件費と、原水の取水並びに原水のろ過滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用でございます。

26ページに移りまして、２目配水及び給水費では4,525万8,816円の支出で、職員２名及び会計年度任用職員１名の人件費と、上水の配水に係る設備及び給水装置に附属する量水器、その他の設備の維持及び作業に要する費用でございます。

27ページに移りまして、３目受託工事費では544万9,426円の支出で、職員１名の人件費と工事請負費でございます。４目総係費では１億88万2,304円の支出で、職員５名及び会計年度任用職員３名の人件費と、事業活動全般に関連する費用並びに料金の徴収業務に要する費用でございます。

28ページに移りまして、減価償却費では２億7,123万3,205円の支出でございます。なお、33ページには固定資産の明細書を添付しております。６目資産減耗費で1,002万6,297円、７目その他営業費用では41万8,200円の支出でございます。

29ページに移りまして、２項営業外費用は143万9,770円で、その内訳といたしまして、１目支払利息及び企業債取扱諸費で142万1,844円、２目雑支出で１万7,926円を支出いたしました。

次に、30ページからの資本的収支明細書につきましてご説明申し上げます。この明細書の

金額につきましても税抜き金額となってございます。まず収入の部でございます。１款資本的収入の合計額は635万7,911円で、４項１目負担金その他諸収入によるものでございます。

続いて31ページに移りまして、支出の部でございます。１款資本的支出の合計額は４億1,421万160円でございます。その内訳といたしまして、１項建設改良費、１目浄水設備費で１億2,374万1,998円の支出で、職員１名の人件費と、浄水施設整備事業に要する経費でございます。２目配水設備費で２億6,645万796円の支出で、職員１名の人件費と、配水施設整備事業に要する経費でございます。

32ページに移りまして、４目固定資産購入費で753万2,480円、５目リース債務支払額で329万2,959円の支出でございます。２項１目企業債償還金では、1,319万1,927円を償還いたしました。なお、企業債明細書の記載が34ページにございます。

次に、貸借対照表につきましてご説明申し上げますので、６ページにお戻りください。まず、資産の部といたしまして、１、固定資産の合計は７ページに記載しております、58億5,242万7,655円でございます。２、流動資産の合計は11億4,638万4,791円で、資産合計は69億9,881万2,446円でございます。

続いて、負債の部でございます。３固定負債の合計は7,012万2,276円でございます。続いて８ページに移りまして、４、流動負債の合計は２億5,526万2,109円でございます。５、繰延収益合計は19億9,908万780円で、負債合計は23億2,465万5,165円でございます。

最後に、資本の部でございます。６、資本金合計は21億2,687万6,559円でございます。９ページに移りまして、７の剰余金の合計は25億4,747万722円で、資本合計は46億7,434万7,281円で、負債資本合計は69億9,881万2,446円でございます。

次に、キャッシュ・フロー計算書につきましてご説明申し上げますので、12ページをお開きください。１、業務活動によるキャッシュ・フローは２億624万8,721円の増加、13ページに移りまして、２、投資活動によるキャッシュ・フローは３億7,136万7,363円の減少、３、財務活動によるキャッシュ・フローは1,648万4,886円の減少で、合計１億8,160万3,528円の資金が減少し、資金期末残高は９億9,395万4,069円となってございます。

最後に、剰余金処分計算書案につきましてご説明申し上げますので、15ページをお開きください。表の一番右の列をご覧ください。未処分利益剰余金当年度末残高16億3,676万802円を繰越利益剰余金といたします。

以上、令和６年度水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長　ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員　私は、水道事業会計の決算書23ページ、４番の表の給水原価表、令和５年度、令和６年度ともに給水原価が供給単価を上回っております。水を１立方メートル製造するのにかかるコストのほうが水１立方メートルの水道料金より高い状態だと思いますが、しかも水を製造するコストと水道料金の差も、令和５年度には0.20円、令和６年度には16.25円と増加傾向に

あります。給水原価が供給単価を上回った主な理由は、どのようなことが考えられますか。

増田委員長　西川課長。

西川水道課長　水道課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

令和６年度の給水原価が供給単価を上回った主な理由でございます。収入の面では、まず給水収益が前年度比で927万円程度マイナスとなっております。それから支出の面では、まずは受水費の分で1,184万7,510円、委託料の増額といたしまして651万6,130円、それから、職員増員等による人件費の増加分といたしまして2,225万7,968円、減価償却費として1,664万6,080円をそれぞれ増額しておりまして、増額分の合計が5,726万7,688円となっております。給水収益の減少が927万6,093円でございますので、給水原価を引き上げる要因となるものを集計いたしますと、合計で6,654万3,781円となります。このことが原因で、令和６年度につきましては、供給単価を給水原価が上回ったということになっております。

以上です。

増田委員長　松林委員。

松林委員　前年度費を上回った数を今おっしゃっていただいたんですけども、主な原因です。以前は、このような状態になったときは、減圧弁の故障とか、そういうようなところ、そういうような状態もあったんですけども、主な原因です。数を今教えていただいたんですけども、主な原因は何かということを教えていただきたい。

増田委員長　西川課長。

西川水道課長　主な原因といたしましては、金額の増額分が大きいものといたしましては、人件費の増加、それから天候不良といいますか、雨の少ない、少雨の状態が続いたということで受水費の増量が1,100万円ほど増えております。その辺が主な原因かと分析しております。

以上です。

増田委員長　松林委員。

松林委員　人件費の増加、それから天候不良の増加でこういう状態が起こったということは、令和５年度もそうですし、令和６年度もそうかということになるんかなと思いますけど、このことが直接、人件費と天候の悪化、ここが原因だということですか。何度も申し訳ないんやけど、何が悪いんかよう分からんのですけども、具体的に。そのように理解してええんですか。

増田委員長　吉田部長。

吉田上下水道部長　上下水道部の吉田です。

ただいまの質問でございますが、人件費の増加というのは、令和５年から６年度にかかりまして職員の増員がありましたことと、それから天候によりまして、取水をする、給水、そこのところがどうしても天候で左右しますので、県水の増量というものが生じているということと、それから、様々な更新、設備の更新するために委託料等を発注していますので、その増加分ということでございます。

増田委員長　松林委員。

松林委員　人件費の増加、県水の増加、それから施設の更新等、考えられるということで、了解させていただきますけど。

増田委員長　関連でありますか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　関連で、給水原価表のとこです、23ページの。ここに赤字の要因となる人件費、受水費、償却費の増加ということなんですが、先ほど来出てる、人件費の増加、これ、かなり増加する。人件費を増やした理由、人を増やした理由、これが何なのか、教えていただきたいんです。だから、これまでよりも人を増やした。あるいはこれまでは人を増やさなかったけど、人件費が増えた。異動で、例えば年齢の高い人が来て。だけど、人を増やしたとすれば、どういうことで人を増やしたのか。そこら辺を説明いただけたらと思います。

増田委員長　西川課長。

西川水道課長　ただいまのご質問ですが、事業が増えておりますので、人事に関する要望といいますか、人事配置増やしてほしいですというような要望は毎年上げさせていただいておりますが、企業職員といえ、職員ですので、人事の配置については、人事課なりが考えた人事配置をやっていただいてるということでございます。

増田委員長　吉田部長。

吉田上下水道部長　職員が１名増えた理由でございますけれども、令和５年度から令和７年度にかけまして、水道ビジョンの作成をしておりますので、そういった意味も踏まえまして、職員が１名増員しているということでございます。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　今年度の令和７年度予算についても、赤字の見込みの予算で、これは水道ビジョン、それから水源開発ということで設備投資が要るということでありました。だけど、令和６年度についても、水道ビジョンについて人件費が上がってるので赤字決算になったと。ただ、これについては利益剰余金でカバーできる範囲ということで、了解いたしました。

ついでにもう１件、料金回収率についてですけれども、18ページですけど、経営指標に関する事項の推移の一覧表に料金回収率が令和６年は落ちてるんです、令和４年については、コロナの関係で基本料金を免除したりして料金回収率が落ちたということがあると思うんですが、令和６年度の料金回収率というのは、これも基本料金だったのかよく分からないんですが、落ちている理由の説明をお願いします。

増田委員長　西川課長。

西川水道課長　よろしくお願いいたします。

料金回収率ですが、計算方法といたしましては、供給単価割る給水原価となっておりますので、６年度でしたら128.21円割る144.46円となっておりますので、88.75％となっております。ですので、理由といたしましては、当年度純損失が出た理由と同様と考えております。

以上です。

増田委員長　松林委員。

松林委員　先ほど何度も申し上げておりますけど、給水原価が供給単価を上回ったこの状態、人件費、そして水道ビジョン作成のための人件費も増やしたということで、この状態というのはしばらく続くという、今後どのような、今後もずっと続くんやという、見通し、なかなか先のこ

とは分からんけども、どのような感じでしょうか。ずっと続くんでしょうか。

増田委員長　西川課長。

西川水道課長　よろしくお願いいたします。

先の見通しですが、まず、天候に左右されるとこが多うございますので、思ってるように天候がなれば、多少その傾向は薄まるかと思いますが、人件費も高騰しておりますし、材料費も高騰しております。薬品費等も高騰しておりますので、こういう傾向は続くと思います。

増田委員長　阿古市長。

阿古市長　ご心配本当にありがとうございます。水道料金につきましては、葛城市は値上げをしておりません。ほかの自治体見ますと、物価高騰に伴いまして値上げをしてる自治体がかなり多うございますけども、葛城市の場合は、特に独自の水源を持っての水道事業をやっておりますし、また、今現在、水道ビジョンの作成をしておりますので、その結果を見て、料金改定に踏み込むのかどうかということを判断したいなと思っております。

それと、昨今、非常に物価高騰によりまして生活苦の場面が多うございますので、そういう意味も含めまして、今しばらくは今の現状のままでという思いはございますが、ビジョンが出てから総合的な判断をさせていただきたいと考えております。

人件費につきましても、今回は投資をさせていただいたというのが、金額的には多うございますけども、それ以外に、やはり人件費等も上がりますし、薬剤費やいろんな物資等も上がってまいりますので、その辺がどの程度影響するのか。それともう一つ、今、課長のほうから答弁ありましたけど、非常に大きな要因といたしましては、令和６年度につきましては、昨秋からの雨不足が非常に大きく影響しておるのは事実でございますので、その辺の動向も確認しながらの判断になると思います。まずは、水道ビジョン策定が終わりまして、新たなデータがそろいました後に、また皆さん方にご相談をかけさせていただきたいなと考えておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長　松林委員。

松林委員　人件費、それから薬剤の高騰等々、そこらはまだ未知数、今後の状態によって変わってくるということで、了解でございます。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

横井委員。

横井委員　素朴な疑問になります。水道の方々は、やはりエンジニアですから、今、手当表を見てるのですが、どこにも技能手当みたいなものがないんです。資格手当とか。だから管理職手当というのは全て込み込みなんですか。

増田委員長　管理職以外に手当というのは支給されてるんですかという問いやと思うんで、ご答弁お願いします。

吉田部長。

吉田上下水道部長　上下水道部の吉田です。

管理職手当以外、そういった技能に係る資格を持っておられる方の手当はございません。

増田委員長　横井委員。

横井委員　了解しました。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員　37ページやったかな。私がよく一般質問してる件に関係してくるんですけど、ごめん、33、投資です。いわゆる貸付金、水道事業から土地開発公社にずっと貸出しをしてるわけですね。短期貸出しのはずが、ずっと長期貸出しに変わってるという状況の中で、今、水道の事業については、これからほんまに性根入れてやっていかなあかん。そんな中で厳しい部分もあるという中で、いつからこの金額変わってないのかというのと、今後どのように考えてるのか、お答えいただきたいと思います。

増田委員長　そもそも開発公社に貸し付けられた理由と、今後の考え方についてのご答弁をいただいたらいいかと思います。そもそものとこからいきましょうか。

阿古市長。

阿古市長　土地開発公社の貸付けの資料が、今、手持ちないということなんで、そちらのほうは多分調べれば分かると思います。基本的な考え方は、土地開発公社がお借りしてるというのは、一般の銀行から借りるよりは金利的に有利であるという判断やと私は考えておるところでございます。それを借りてるほうは土地開発公社の問題でございますので、そちらのほうは水道事業とは別に関係ないという認識を持っております。

以上でございます。

増田委員長　藤井本委員。

藤井本委員　借入れの方法として利息払うより、水道事業、今まで剰余金というか、多かって、そこから借入れをするというのは、これはよかったと思うんです。しかし、もう長期化になってる。話は変わっていくからあまり言えないですけど、土地開発公社の問題やという話で、土地開発公社は公社の問題があるんで、ここらはもう答弁結構ですわ。でも、土地開発公社が終わるまでこのままいくんかいといったら、私は、水道事業は大変やと思いますよ。だからその辺をよく考えて、両方のことやん。土地開発公社のこと見たら分かるけども、それはそれやん。こっちも厳しいという中で、それは一旦返してまた借りるという形をとってんのか、どっちにしたかて長期になるから、その辺はよく考えて運用してください。

以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　先ほど横井委員のほうから質問があった手当の件ですけれども、葛城市では、危険手当に当たる特殊勤務手当、水道事業のほうの手当、全く出てないんですけれども、こういう規定については条例等で定めがあるのかどうか。全く特殊勤務手当、危険手当についての定めがないのか、あるのかというところについて確認したいと思います。

増田委員長　資格を必要とする職場において必要な資格って職員さんにあるんですかね。そういうものを持っておられる方は、職員になられてからそういうものを取得されてるのかとか、その

辺のところも含めて、資格についての。

西川課長。

西川水道課長　最初の谷原副委員長のお問いですが、手当等につきましては、一般職員の規定を準用しておりますので、一般職員の規定の中で定められてる手当以外の手当は、水道でもないということでございます。資格につきましては、業としてお金をもらって受けるというような業務はありませんので、必要な資格といいますのは、水道技術管理者という資格があるんですけど、それは１事業体に１人必ず置きなさいよというものがございますのと、布設工事監督者という資格がございまして、それも１事業体に１人必要ですよという資格が２つございます。

以上です。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　私が言ってるのは、資格手当ではなくて、要は特殊勤務手当、危険な作業に伴う手当で、これは葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、これを見ていただいたら、手当の中にあるんですよ。管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、そして、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当は。これ、条例で定めがあるんで、ただ、今のところ、この決算を見ても全くあれがないということなんですが、私、水道職員を見て、本当にご苦労さんですよ。炎天下でも。本当に今年なんかは殺人的な暑さの中で本当に若い方もよくやっていただいてる。現場でね。私は、葛城市単独でやるようになったので、広域企業団がどんな内規になってるか分かりませんけれども、それも研究していただいて、私は、せっかく条例で特殊勤務手当がちゃんと記載されてるんですから、あとは支給の決まりというかな、規則だろうと思うんですが、それがいろいろと市町村、奈良市も水道局ありますし、県の企業団等も見て、水道ビジョンの検討の中でも、ぜひお願いしたいと思います。若い職員に報いる必要があるなと私は思っております。

以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第８号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田委員長　ご異議なしと認めます。よって、認第８号は認定することに決定をいたしました。

最後に認第９号、令和６年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件つき、提案者の内容説明を求めます。

吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長　ただいま議題となりました議第９号、令和６年度葛城市下水道事業会計決算につきましてご説明申し上げます。下水道事業会計は令和２年度から地方公営企業法を適用しており、今回が５回目の決算となります。

それでは、決算書１ページをお開きください。下水道事業決算報告書でございます。記載の金額は税込みとなってございます。収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益予算額合計11億9,907万円に対し、決算額は11億7,410万8,930円で、2,496万1,070円の減となりました。支出では、下水道事業費用予算額合計11億9,549万6,000円に対し、決算額は11億6,779万1,896円で、2,770万4,104円が不用額となりました。

続いて、２ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入では、資本的収入予算額合計４億4,403万5,000円に対し、決算額は４億4,033万5,000円で、370万円の減となりました。支出では、資本的支出予算額合計７億8,038万6,000円に対し、決算額は７億7,904万4,619円で、134万1,381円が不用額となりました。

ページ飛びまして、16ページをお願いいたします。下水道事業報告書でございます。まず、概況、１、総括事項の業務状況についてでございます。令和６年度末の処理区域内人口は３万7,375人で、前年度と比較し86人減少し、水洗化人口は３万5,234人で、30人増加しました。年間有収水量は373万403立方メートルとなりました。なお、業務量につきましては20ページに記載しております。

続いて、建設改良についてでございます。ストックマネジメント修繕改築計画に基づくマンホール蓋更新工事、汚水升設置工事等を施工いたしました。

続いて、経理についてでございます。収益的収支につきましては、税抜き金額で下水道事業収益11億3,958万8,053円に対し、下水道事業費用は11億3,777万7,559円で、181万494円の当年度純利益となりました。また、資本的収支につきましては、こちらは税込みで、収入額４億4,033万5,000円に対し、支出額は７億7,904万4,619円で、資本的収支の不足額３億3,870万9,619円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額450万6,540円、当年度損益勘定留保資金３億3,420万3,079円で補てんいたしました。

17ページに移りまして、２、経営指標に関する事項についてでございます。令和６年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、流域下水道維持管理負担金、企業債利息等の減少により下水道事業費用は減少、下水道使用料や他会計補助金の減少により下水道事業収益も減少しましたが、経営の合理化に努め、前年度比0.13ポイント増の100.16％となり、健全経営の水準とされる100％を上回っております。また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は前年度比0.60ポイント減の57.19％となり、事業に必要な費用を使用料収益で賄えていないため、今後も経費削減等に努め、適正な事業運営に努めていく必要があります。償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比

3.03ポイント増の15.37％となりました。なお、法定耐用年数を経過した管渠はございません。

次に、損益計算書についてご説明を申し上げますので、４ページにお戻りください。１、営業収益は３億4,593万9,787円、２、営業費用は10億3,714万9,141円で、６億9,120万9,354円の営業損失となりました。

５ページに移りまして、３、営業外収益は７億9,364万8,266円、４、営業外費用は１億62万8,418円で、営業外収益と営業外費用の差額は６億9,301万9,848円となり、営業損失にこの額を加えた額181万494円の経常利益となりました。５の特別損益はございませんので、当年度純利益は181万494円となりました。前年度繰越利益剰余金はございませんので、当年度未処理分利益剰余金も同額でございます。

ただいまの損益計算書の内訳につきまして、収益費用明細書でご説明申し上げます。23ページをお開きください。この明細書の金額は税抜き金額でございます。まず収入の部でございますが、１款下水道事業収益は11億3,958万8,053円でございます。１項営業収益は３億4,593万9,787円で、１目下水道使用料は３億4,540万4,787円、３目その他営業収益は53万5,000円でございます。２項営業外収益は７億9,364万8,266円で、３目他会計補助金は４億4,668万1,000円、４目補助金は1,020万6,427円、５目長期前受金戻入は３億3,674万1,243円、６目雑収益は１万9,096円でございます。

続いて24ページからの支出の部でございます。１款下水道事業費用は11億3,777万7,559円でございます。１項営業費用は10億3,714万9,141円で、その内訳といたしまして、１目管渠費では5,093万1,734円の支出で、職員２名及び会計年度任用職員１名の人件費と、管渠施設の維持管理費等に要する費用でございます。

25ページに移りまして、３目業務費では1,084万232円の支出で、下水道使用料徴収業務に要する費用でございます。４目総係費では2,329万5,367円の支出で、職員２名及び会計年度任用職員１名の人件費と、事業活動の全般に関連する費用及びその他の業務に要する費用でございます。

26ページに移りまして、５目減価償却費では７億2,634万8,800円の支出、なお、30ページに固定資産明細書を添付しております。６目資産減耗費では172万5,709円、７目流域下水道維持管理負担金では２億2,400万7,299円の支出でございます。

続いて、２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費で１億62万8,418円の支出でございます。

次に、27ページからの資本的収支明細書につきまして説明申し上げます。この明細書の金額につきましても、税抜き金額となっております。まず収入の部でございます。１款資本的収入の合計額は４億4,033万5,000円でございます。その内訳といたしまして、１項１目企業債で３億5,590万円、３項１目他会計補助金で7,836万3,000円、４項１目国庫補助金で607万2,000円の収入でございます。

28ページに移りまして、支出の部でございます。１款資本的支出の合計額は７億7,453万8,079円でございます。１項建設改良費では5,920万7,126円の支出で、その内訳といたしま

して、１目下水道建設費で4,702万3,678円の支出、職員２名の人件費と管渠整備事業に要する経費でございます。２目流域下水道建設負担金で1,218万3,448円の支出でございます。なお、主要建設工事の内容につきましては、19ページに添付させていただいております。

続いて、２項１目企業債償還金では７億1,533万953円を償還いたしました。なお、企業債明細書を31ページから41ページに添付させていただいております。

次に、貸借対照表につきまして説明をいたしますので、６ページにお戻りください。まず資産の部といたしまして、１、固定資産の合計は196億1,663万2,972円、２、流動資産の合計は７ページに記載の１億1,969万7,281円で、資産合計は197億3,633万253円でございます。

８ページに移りまして、負債の部でございます。３、固定負債の合計は65億4,300万324円、４、流動負債合計は６億9,101万6,498円、５、繰延収益合計は89億8,314万6,964円で、負債合計は162億1,716万3,788円でございます。

続いて、９ページに移りまして、資本の部でございます。６、資本金合計は34億7,366万3,084円、７、剰余金合計は4,550万3,381円で、資本合計は35億1,916万6,465円、負債資本合計は197億3,633万253円でございます。

次に、キャッシュ・フロー計算書につきましてご説明申し上げますので、12ページをお開きください。業務活動によるキャッシュ・フローは２億8,128万4,982円の増加、２、投資活動によるキャッシュ・フローは5,315万5,126円の減少、13ページに移りまして、３、財務活動によるキャッシュ・フローは３億106万7,953円の減少で、それらの合計7,293万8,097円の資金が減少し、資金期末残高は4,874万495円でございます。

最後に、剰余金処分計算書につきまして説明申し上げますので、15ページをお願いします。表、一番右の列をご覧ください。未処分利益剰余金当年度末残高181万494円のうち、171万494円を減債積立金に、10万円を建設改良積立金にそれぞれ積立てしております。よって、全額を処分するため、繰越利益剰余金は０円となります。

以上、令和６年度下水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長　ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員　大きな意味でお伺いしておきたいと思います。冒頭に部長が言わはったように、葛城市は令和２年からですか、公営企業会計に変わったというのは。これで数年たってるわけですけども、公営企業会計に変わったというのは、単年度会計から複式簿記する会計に変わって、目的としては、経営基盤の強化ということで、できるだけ独立採算制に行きなさいよというのが本来であります。そんな中で、それ以前はどうやったかというと、特別会計やったわけですよね。ここで経営基盤の強化ができてるのかどうかと、そこまで聞かないですけど、今も一般会計からの繰入れをやって、それで黒字に持っていってるという状況が続いていると思います。これもやっぱり減価償却費も計上せなあかんから、何もこれ、あかんと言ってるわけじゃないんやけども、令和２年からやったら４年目か。他会計からの繰入れをしてる額、

増えてるのか、減ってるのかというのを私は知りたいんです。だから４年間の額を教えていただけないでしょうか。

増田委員長　稲田課長。

稲田下水道課長　下水道課の稲田でございます。ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほどの一般会計からの繰入れのほうですけども、令和２年度からのほうですけども、令和２年度のときの一般会計からの繰入金のほうは５億6,221万9,000円でございました。令和３年度が５億1,433万円、令和４年度が４億7,730万4,000円、令和５年度が４億5,427万5,000円、令和６年度が４億4,668万1,000円という形で、年々減少のほうをしております。

以上となります。

増田委員長　藤井本委員。

藤井本委員　ありがとうございます。本来の姿を表してるのかなというふうに思います。これが増えてたら、公営企業会計に変わっていった経営基盤の強化というところにならないわけやけども、特別会計のときから比べて、企業会計やったことで減ってきてるというのはよく分かります。

もう最後になりますから、一番最初から、令和２年度から言うと、１億円ちょっと変わってますけども、ここ数年、今の話やったら、何千万ずつぐらいの減りなので、あくまで公営企業会計に変わったということは、経営基盤の強化というとこら辺やから、そこんとこも頭入れていただいてると思いますけども、ここんとこは注目していきたいと思いますので、今の状況が続きますようによろしくお願いしておきます。

以上です。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長　１点だけお願いします。16ページです。概況ということで下水道事業の概況を書いていただいてるんですが、（１）経理の資本的収支のところで、不足分を当年度損益勘定留保資金から補てんしてるわけですけど、残高は今どういうふうになってるんでしょうか。これについてお伺いします。

増田委員長　稲田課長。

稲田下水道課長　下水道課の稲田でございます。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

当年度損益勘定留保資金なんですが、これは資本的収入が資本的支出に対して不足する場合に、その不足額を補てんするために使用されます。公営企業会計でその年度の収益的収支で発生した現金の支出を伴わない費用や、現金の流入を伴わない収益などによって企業内部に留保される資金を指しますと。申し訳ないです。決算書の３ページ、お願いできますでしょうか。よろしいでしょうか。こちらに補てん財源の明細を示しております。令和６年度につきましては、資本的支出において執行額が当初予定より少なくなったこともありまして、補てん財源としてこの5,713万187円が残りまして、令和７年度へ繰り越すため右の欄に計上しております。当年度損益勘定留保資金の残額となりましたら、この5,713万187円という形

になります。そうなんですけども、実際こちらのほうは、令和７年度において、資本的収入が資本的支出に対し不足した際に過年度損益勘定留保資金として補てんいたしますので、次年度にはこの額は消えることになります。

以上でございます。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　当年度損益勘定留保資金で補てん財源としているということで、令和６年度の財源額が３億9,100万余りと、使用した額は３億3,400万で、余りが今おっしゃった5,700万余り。そうすると次年度以降、これ補てんできるのかなと。どうなるのかなと。今後の見通しをお聞きしたいんです。補てんできなくなるんじゃないかと思ったので、そこら辺、説明をお願いします。

増田委員長　稲田課長。

稲田下水道課長　下水道課の稲田でございます。

補てん財源明細書の中段あたりのところなんですけど、前年度繰越額という形で4,369万2,887円計上されてるんですけども、こちらのほうを一度確認していただいて、申し訳ないです。またくっていただく形になるんですが、決算書14ページを再度確認していただいてよろしいでしょうか。先ほどの３ページの額と中段あたりの未処分の利益余剰金の合計欄、右から２番目の分なんですけど、こちらが今イコールになってるんですけど、これが今、実際うちのほうが利益として持ち備えてる金額となります。その下の段になってくるんですけども、こちら、当年度の利益、そちらのほうを、この費用をまた次年度以降に減債積立金と建設改良積立金に振り分けて、またそこを積み立てるという形になるので、最終的に4,550万3,381円、こちらのほうが実際、今、持ち備えてるお金という形になります。

以上でございます。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　よく分かりましたけれども、私は、例えばこれ、補てん額が３億円ぐらいですよね。３億3,000万という金額で、だけど、残ってるのを見ると、億の単位じゃなしに、3,000万とか、何千万の、幾つか今おっしゃったんだけど、それで次年度以降大丈夫なのかというのがお聞きしたかったことなんです。いやいや、ほかにもこれだけありますよということであれば、今後の見通しで補てんができていくのかなと思ったんですけど、そこら辺がもう一つよく分からないので、教えてください。

増田委員長　稲田課長。

稲田下水道課長　下水道課の稲田でございます。よろしくお願いいたします。

実際、当年度の損益勘定留保資金なんですけど、これ、減価償却と長期前受金戻入の差額分という形になりますので、減価償却が続く限りは、ずっとこのままの、大体それぐらいの差額分がずっと続いていくので、補てんされる額は３億何ぼという形は続くのかなと思ってますので、資金不足とか、そういうのにはならないのかなと思ってはおります。最終的に足らなかったら、また減債積立金とかで補うんですけど、今の流れでいきましたら、全て損益勘定留保資金のほうで消化できてますので、今後もそういう形で続くのかなとは思ってはお

ります。

増田委員長　谷原副委員長。

谷原副委員長　あまりよく理解できなかったので、また勉強させてもらいますけれども、要は残高がそれだけ残ってるのかということがよく分からなかったものですから、残って、ほかでもいけるということなので、当座それで補てん財源がないということではないということで、これぐらいの理解をしておきます。すいません。ありがとうございます。

増田委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第９号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田委員長　ご異議なしと認めます。よって、認第９号は認定することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました審査が全て終了をいたしました。

以上で決算特別委員会を閉会をいたします。ご苦労さまでございました。

閉　会　午後４時４７分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長　　増田　順弘